

第百五十九回国会 衆議院 国土交通委員会 會議録 第十九号

平成十六年五月十一日(火曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 赤羽 一嘉君

理事 今村 雅弘君 理事 衛藤征士郎君

理事 橋 康太郎君 理事 望月 義夫君

理事 大谷 信盛君 理事 奥村 展三君

理事 玉置 一弥君 理事 高木 陽介君

理事 石田 真敏君 理事 岩崎 忠夫君

理事 江崎 鐵磨君 理事 江藤 拓君

理事 大島 理森君 理事 梶山 弘志君

理事 櫻田 義孝君 理事 島村 宜伸君

理事 高木 毅君 理事 中馬 弘毅君

理事 寺田 稔君 理事 中野 正志君

理事 二階 俊博君 理事 葉梨 康弘君

理事 古屋 圭司君 理事 保坂 武君

理事 松野 博一君 理事 森田 一君

理事 渡辺 博道君 理事 岩國 哲人君

理事 岡本 充功君 理事 下条 みつ君

理事 中川 治君 理事 長安 豊君

理事 伴野 豊君 理事 古本伸一郎君

理事 松崎 哲久君 理事 松野 信夫君

理事 三日月大造君 理事 室井 邦彦君

理事 和田 隆志君 理事 若井 康彦君

理事 佐藤 茂樹君 理事 穀田 恵二君

国土交通大臣 石原 伸晃君

国土交通副大臣 林 幹雄君

国土交通大臣政務官 佐藤 茂樹君

政府参考人(農林水産省農村振興局計画部長) 宮本 敏久君

政府参考人(国土交通省大臣官房技術審議官) 門松 武君

政府参考人(国土交通省国土計画局長) 薦田 隆成君

政府参考人(国土交通省都市・地域整備局長) 竹歳 誠君

政府参考人(国土交通省住宅局長) 松野 仁君

参考人(東京大学大学院工学系研究科教授) 西村 幸夫君

参考人(金沢市長) 山出 保君

参考人(平安女学院大学生活環境学部生活環境学科教授) 小林 浩君

国土交通委員会専門員 飯田 祐弘君

委員の異動

四月二十八日

辞任

増田 敏男君

補欠選任

寺田 稔君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

景観法案(内閣提出第三八号)

景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第三九号)

都市緑地保全法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

○赤羽委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、景観法案、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び都市緑地保全法等の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として国土交通省大臣官房技術審議官門松武君、国土計画局長薦田隆成君、都市・地域整備局長竹歳誠君、住

宅局長松野仁君及び農林水産省農村振興局計画部長宮本敏久君の出席を求め、説明を聴取いたしました。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○赤羽委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○赤羽委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岩崎忠夫君。

○岩崎委員 おはようございます。自由民主党の岩崎忠夫でございます。

いずれの国におきましても、文明が栄えたときに、その国を代表する町並みをつくってきました。私たちが欧米の都市を観光するのは、そうして形成された町並みを見て、欧米の文化、文明に触れたと感ずるためでもあります。

一方、我が国は、ここ数十年、世界第二位のGDPを持ちながらも、これまで誇るべき町並みをつくってきませんでした。一面、このことは後世に我が国の繁栄したときを伝えるものを持たないということでもあります。むしろ我が国は、これまで豊かな地場産の素材をふんだんに使った伝統的な町並み景観を、新建材など人工的な素材を無秩序に使った混沌とした町並み景観に置きかえてきました。私は、この点が我が国の今日の豊かさ

とまちづくりの最大の問題点の一つではないかと考えてきました。

さすがに、地方団体の間に景観への関心が高まり、五百二十四に上る景観条例、要綱がつくられました。また、各地で景観をめぐめる競争が勃発するなど、ここに来て景観に関する基本法制の立法を望む声が急速に高まってまいりました。今回、景観三法が立法されようとしており

ますことは、我が国の都市計画、地域計画にとりまして画期的なことだと思いますが、その目的、ねらいについて、石原国土交通大臣にまずお伺いをしたいと思います。

○石原国土交通大臣 ただいま岩崎委員が御指摘されましたように、我が国には固有の素材を使った町並みあるいは村落というものがあったわけですが、それでも、それが近代化に伴って、科学的なものに代替されることによって町並みが破壊されたり、あるいは目に余る広告等々が景観を阻害しているということを、自治体の皆さん方、また、あるいはそこにお住みの住民の方々が強く認識し出したのは、多分昭和五十年代の後半あるいは六十年代に入ってからだと思っております。

そんな中で、今回は、こういう大きなターニングポイントを迎えて、良好な景観の形成を国政上の重要課題に位置づけさせていただいたわけでございます。

具体的に申し上げますと、景観に関する基本理念や、あるいは責務を明確化することによりまして、景観が国政の重要課題であるということを宣言させていただいているわけです。

それによりまして、委員御指摘の地方での条例等の取り組みで至らなかった点を克服して、こう考えているところでございます。そして、この条例の取り組み等々を実効性のあるものにするために、条例のみでは限界のあった強制力を伴う法的規制の枠組みを用意させていただきました。あわせて、土地利用の制限に応じた相続税の適正評価など税制上の支援措置や、あるいは建築基準法の規制緩和などを総合的な支援の仕組みとして今回は構築させていただいたところでございます。

景観三法は、これらの制度を創設、活用することによりまして、委員御指摘の日本固有の地域の

自然、歴史、文化等を生かした良好な景観を形成いたしますとともに、あわせて都市部の緑というものを保全していこう、こういうことを目的に仕組ませていただいたところでございます。

○岩崎委員 ありがとうございます。

画期的な、立派な法律でありますので、施行に当たりましては、本当に日本の新しい景観をつくっていく、そういうような意気込みで、ぜひともよろしく運用をお願い申し上げたいと思います。

この法律のユニークな規定の一つに、景観行政団体という用語があります。そして、景観行政団体は、指定都市、中核市を除き都道府県とされ、あらかじめ知事の同意を得た市町村にあつては当該市町村とされます。

景観のような地域性の高いものについて、端的に市町村を景観行政の担い手と明確に規定できなかったのはなぜか。これまで景観条例を定めている都道府県が多々あったといえし、景観についての基本法制をつくる際には、都道府県と市町村の基本的な役割分担を踏まえ、市町村を原則景観計画の策定主体とすべきではなかったのか。景観行政団体という規定を創設された理由について伺いをしたいと思います。

○竹蔵政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおり、今後の景観行政は、最も住民に近い基礎的自治体でございます市町村が担っていくべきものと考えております。

ただ、現在の景観行政の取り組み状況を見ますと、景観に関する自主条例を定める市町村は、年々ふえて四百五十にまでなっておりますが、それでもこれは全国の市町村の四一四にすぎません。一方、都道府県は、半数近い二十七都道府県で自主条例を定めているのが実態でございます。

したがって、このような実態を踏まえ、法制度の形としては、都道府県、市町村ともに景観計画を定めることができることとした上で、二重規制が行われることを避けるために、一つの地域においては一元的に景観行政を行う主体である景観行政

政団体が景観計画を定める仕組みとしております。

このうち、市町村については、政令指定都市と中核市は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村については、手を挙げれば、知事の同意を得て景観行政団体となることができます。

また、同意の基準としては、よほどのことがない限りは、手を挙げた市町村は知事は同意すると考えておりまして、この考え方について技術的な助言等で明らかにしていきたいと考えております。

○岩崎委員 ありがとうございます。

明快な説明でございました。今後、運用に誤りなきよう期していただきたいと思ひます。

次に、景観計画と行為規制の基準についてお尋ねをいたします。

景観計画には、計画内容の一つとして、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を定めることとされました。建築物の建築等の届け出に対し、設計の変更等の必要な措置を勧告、命令することができるとされております。

これまでのまちづくりでは、建築自由の風潮の中で、個々の建築行為が近隣の町並み景観との調和を乱すかどうかのルール自体がなかったことを思いますれば、景観計画は景観形成にとって大きな前進だと考えますが、同時に、我が国においては、これまで個々の建築物の建築がよるべき町並みの姿についての図面ないし指針がなかったこともこれまた事実であります。

今回の景観計画において、良好な景観を維持すべき、よるべき町並み景観の姿等が明らかにされるのかどうか。そのため、建築物または工作物の形態意匠等行為制限の基準はどのように定められるのか。また一方で、都市計画のように手続と手法が確立しているものとは異なり、景観計画は個人の権利義務を直接に制限するものであるにもかかわらず、計画のつくり方によっては景観行政団体の長に過度の裁量権を与えることとなる懸念はないか、お伺いしたいと思います。

あわせて、この機会に、良好な景観形成をまちづくりの統一的な理念とするため、都市計画、地域計画、建築関係法律に、景観の保護、調和ないし景観に関する配慮規定を定めることとするかどうか、お伺いしたいと思います。

○竹蔵政府参考人 景観行政を進めるに当たりまして、いいものは守る、それから悪いものは排除するというのは比較的合意の形成が容易であるわけでございますが、御指摘のように、我が国の町並みは余りにもばらばらだったということで、基準となる良好な景観の町並みの姿を明らかにすることができない、このような景観行政を進める上での難しさがあったと思ひます。

ただ、そうは申ししても、この法律によりまして規制を行う以上は、事前明示性の観点から、できるだけよるべき町並みの姿が具体的に示される必要があると思ひます。したがって、景観計画におきましては、例えば、色彩につきまして、茶色を中心とする色彩とし、周囲の建築物等の色彩と著しく不調和でないというような具体的な基準を定めていく必要があると考えます。

また、住民の皆様によりよくわかつていただくためにも、イラストとかコンピュータグラフィックとか、こういうようないろいろな技術も活用して住民の皆様の理解を深めていくことが必要だと思ひます。

また、恣意的な運用になるのではないかと御懸念でございますが、今回の法案におきましては、公聴会の開催等住民の意見を反映させる措置が義務づけられておりますし、また、条例によりましてさまざまな手続に第三者機関を関与させるということも可能とされているところでございます。

最後に、都市計画法等に景観の保護や調和等の規定を定めるべきではないかとの御提案でございますが、各国の例を見ますと、イタリアでは憲法に、韓国では都市計画法に、イギリスでは何も規定はございませんが、いろいろな立法政策としてはあり得ると思ひます。

我が国におきましても、憲法改正の論議の中で、景観権の問題でございますとか環境権も一つのテーマとなっていると伺っておりますので、当面は、基本的な性格と実態的な規制の両面を有する景観法が制定されることを踏まえて、その運用をしっかりと行つてまいりたいと考えております。

○岩崎委員 次に、眺望の保全について伺います。

諸外国の景観規制の一つとして、都市内外のランドマークを望む眺望の保全があります。パリでは四十五地点からの景観保全のためのフュゾー規制が定められておりますし、ロンドンでは十カ所に上る眺望地点からの景観が戦略的眺望と命名、規制されております。また、アメリカでも、議事堂などモニュメンタルな建物を見通す眺望を守るため、数多くの都市で高さの規制が行われております。

既に我が国でも、松本市や倉敷市の条例ではお城の眺望の保持や伝統的建造物群の背景保全がうたわれておりますが、現状では、我が国のシンボルである国会議事堂の背景眺望すら守られておりません。

今回の景観法のもとでは、こうした眺望の保全はどのように図られるのか、お伺いをしたいと思います。

○竹蔵政府参考人 眺望景観の保全のお尋ねでございます。

都市のランドマークとなります歴史的建造物等は、良好な景観の重要な要素でございますし、その眺望景観を保全するためには、眺望の基点から対象に対する視線に合せて、建築物や工作物の高さ等を規制するためのさまざまな手法や制度を活用することが必要であると考えております。

景観法案におきましては、景観計画や景観地区という中で、高さについて一定の規制を定めることができることとしているわけでございます。

具体的な景観形成の方法につきましては、個々の地域の状況等に応じ一様ではございません。したがって、地方公共団体において、このような制

度や方法をどのように使っていくのが最も効果的か、外国や国内の事例も参考にしながら、研究、検討し、眺望景観の保全を図っていただきたいと考えております。

なお、国会議事堂周辺につきましては、既に、千代田区におきまして、景観ガイドラインというものを策定しまして、各種開発事業に対して、国会前の交差点等からどのように見えるかなどを踏まえた行政指導を行っているところでございまして、必要に応じて今回の景観法の活用も検討していただけるものと期待しているわけでございます。

○岩崎委員 ありがとうございます。

次に、欧米諸国における景観規制との差異についてお尋ねをします。

景観形成は、その国の歴史、文化、風土に根差したものでありまして、一朝一夕にできるものではありません。今回の景観緑三法で一挙に欧米並みの景観形成が直ちに可能となるものでもありませんし、また、それがよしとされるものでもありません。我が国ならではの景観をつくっていくことがもちろん大事であります。

しかしながら、景観形成の手法として、今回の景観緑三法の制定で、欧米諸国における景観規制と比較し、どの点で追いつき、どの点が今後課題として残されたのか、あるいは今後どうした点が新たな課題となってくると考えているのか、お伺いしたいと思います。

○竹蔵政府参考人 従来、我が国におきましても、国の法律としては、京都、奈良等の古都や明日香村など特別な地域においてのみ、景観に関する厳しい規制を行ってまいりましたが、今回の景観法により、一般的な住宅市街地や農山漁村等においても幅広く景観に関する規制を行うことができるようになりました。

また、今までなかなか取り組めなかった建物のデザインとか色彩についても取り組めるようになったということで、制度的に見ますと、欧米諸国の景観に関する取り組みと、かなりの部分、追

いついたのではないかと考えております。

ただ、実際に良好な景観を形成するための規制を活用するかどうかというのは、公共団体や地域の住民の方々の選択によるわけでございますから、地域の良好な景観の形成を図るといふ住民の意識の醸成や公共団体の体制の充実等が今後の課題であると考えております。

幸い、近年、地方におきまして大変御熱心に、景観に関する自主条例の数が着実に増加するなど、こういう意識が顕在化しておりますので、国としても、これを積極的に支援していきたいと思っております。

○岩崎委員 ありがとうございます。

手法は西欧水準に追いついてきたということであり、あとは魂を入れる、実際にそれとおり、地方団体あるいは住民の意識を高めるといふことだということでありまして、今後とも努力をお願いしたいと思います。

次に、景観形成への住民参加についてお尋ねをしたいと思っております。

我が国で景観形成を図っていく上での問題点は、明確な尺度を持っている西欧諸国の場合と異なり、明確な目指すべき景観の姿が明らかでないこと、すなわち、景観をはかる物差しが明らかでないことにあります。我が国の景観は、これから地域における個々の景観づくりの試みの中から生まれてくるものでもあります。それだけに、景観形成にどのように住民を参画させていくかは決定的に重要なことでもあります。

法案では、公聴会の開催、景観計画の策定または変更の提案、景観協議会、景観整備機構、緑地管理機構への参加、あるいは景観協定の締結など、盛りだくさんの仕組みがうたわれておりますが、景観形成や町並み形成に当たって住民との連携、協働をどのように図っていくとされるのか、お伺いしたいと思います。

○竹蔵政府参考人 御指摘のとおり、我が国では、目指すべき景観の姿が明確になっていないという大きな課題がございます。このため、これか

らの我が国の景観形成に当たりましては、地域住民の暮らしや活動、住民によるさまざまな景観づくりの試みを通じて、景観に対する共通認識を醸成させていく必要があり、住民との連携や協働を図っていくことが極めて重要であります。

今お話にございましたように、今回の法案におきましては、景観計画の策定に当たっての公聴会の開催等、それから景観協議会、景観協定など、さまざまな手法を盛り込みまして、より積極的に住民の方々に参加していただくような仕組みを準備したところでございます。

こうした新たな仕組みを活用して、今後一層、地域住民との積極的な連携、協働のもとに個性ある良好な景観の形成が図られるよう、制度の普及啓発、地域住民の景観に対する意識の醸成等に取り組んでまいります。

○岩崎委員 ありがとうございます。

住んでみたいところが訪れてみたいところと言われまして、これからの観光戦略には、観光名所中心の点的な観光ではなく、持続可能な観光を目指す、地域の魅力を全体としていかに高めていくかが問われます。日本らしい町並みの喪失が我が国の観光の魅力を下下させている一因だと言われますが、美しい町並み、美しい田園風景を維持し、つくり上げていきますことは、地域の魅力を高めるために不可欠であります。美しい町でなければ人は来ません。

すなわち、観光客、訪れる人の視点と地域づくりの視点とが重なり合ったところにこれからの観光があると考えられます。

そこで、観光立国の観点から、景観形成をどのように進めていこうとしたいのか、この法案は観光政策にどのように関わっているのか、石原国土交通大臣にお伺いしたいと思います。

○石原国土交通大臣 ただいま岩崎委員が御指摘されましたように、景色のいいところには観光客がおいでいただきますけれども、来た方が、有名なところであつても、何だこれはというようなことがあつては、その地域の魅力ということを高めてい

るとは言えないと思います。

日本では、やはり観光地においてもやたらと広告物が並んでいたり、歴史的な町並みですけれども電線が上を覆っていたり、そういう例が見受けられることがやはり多いんだと思います。

先ほど来政府参考人からも御答弁させていただいておりますけれども、今回の法の制定によりまして、建築物のデザインや色彩の統一を図ることが可能となったり、さらには、景観計画に沿って屋外広告物の規制を行って、簡易な手続によって広告物を撤去するなど、実効性の高い違反広告物対策というものも、初めて国の法律として組ませていただいております。

このように、景観法を活用した良好な景観の形成を促進することで、地域の特性を生かしたまちづくりがなされることによつて、そこが魅力のある町、景色のきれいな町ということになつて、観光立国の実現というものに役立つものと考えております。

○岩崎委員 ありがとうございます。

平成十六年度予算におきまして、良好な景観形成による観光立国を推進するため、二百億円の景観形成事業推進費が新たに予算化されました。まちづくり交付金と並んで、地方都市再生や景観形成に取り組む地方の市町村にとりましては、その配分に熱い期待が寄せられているところであります。

地方にこそ我が国が誇る景観形成の素材が豊富にあります。しかし、十分な財源がありません。二百億円と、決して多くない額でもあります。この景観事業費は財源の乏しい地方の市町村に重点配分することが必要だと思われれますが、どのような事業であつたらこの事業に採択されるのか、対象事業、採択要件について端的にお示し願いたいと思ひますし、また、地方への重点配分の決意のほどを石原国土交通大臣にお伺いしたいと思います。

○藤田政府参考人 お答え申し上げます。

例えば、電線類の地中化とかあるいはシンボル

ロードの整備といった良好な景観形成に資する事業につきまして、その年度当初の時点では地域のコンセンサスが得られていないとか、あるいは埋蔵文化財調査が完了していなかったりして、事業着手ができないような場合があります。

このような事業につきまして、年度途中になりまして、地域の努力によって地元の調整とか調査が完了して、事業を実施する環境を整えて、例えば予定されているイベントの会期に事業を間に合わせる、そういうような必要がある場合に、追加的な財政措置を行うことができますように、これは一例でございますが、景観形成事業推進費を措置したところでございます。

推進費の配分に当たりましては、都市、地方を問わず、景観形成のための地域の主体的、緊急的な取り組みを促進するという観点から、地域のニーズ、実情を十分に考慮してまいりる所存でございます。

○岩崎委員 我が国と欧米の都市との最大の違いは、欧米の都市では緑豊かな町並みがあり、市街地に公園や緑が豊かであるのに対し、我が国では、地方都市においても市街地に公園や緑が乏しいことであります。しかも、これまで都市の緑を保全し、創出しようとする政策努力が積み重ねられたにもかかわらず、実際には都市の緑は大きく減少し続けているという実態にあります。

私は、都市の住宅地で相続が発生するたびに敷地が細分化され緑が少なくなっていくさまを見るにつけ、もちろん公園緑地の整備は進めなければなりませんが、我が国の都市においては、一般の建築敷地の緑化を進めなければ、都市の緑の減少はとどまることはないと痛感をいたしております。

今回の改正で、市街地の緑が少ない地域では、建築敷地の緑化を進めるため、緑化地域を創設し、緑化率規制を採用いたしました。私は、緑化率規制の採用は、今後建築敷地緑化の柱となるものであり、時宜にかなったものだと思います。問題は、緑化率規制の対象が、敷地面積が一千

平米以上の建築物の新増築と想定されていることであります。これでは一般市街地の緑化は図れません。都市に緑を回復させるためには、敷地面積の小さな一般建築物にも緑化率規制が必要であります。

今後、相続税、固定資産税などの税制を含め、実効のある総合的な建築敷地緑化対策を講ずる必要があると思いますが、石原国土交通大臣の考えをお伺いしたいと思います。

○石原国土交通大臣 岩崎委員が御指摘されましたように、やはり都市の緑を回復するためには、この法律案の中で、今回緑化地域制度というものをこの法律案の中に仕組ませていただいたわけでございます。

平成十三年以降、東京都において、条例で敷地面積一千平米以上の建築物についての緑化の義務を求めた実績があることから、今回は原則敷地面積を一千平米以上の建築物とすることとしておりますが、委員御指摘のとおり、やはり、それじゃ広過ぎるという話もあると思うんですね。地域の実情に応じまして、地方公共団体が対象要件を引き下げることができるようになることを、この中で政令等々で検討させていただいております。

また、地区計画で保全する緑地については、敷地規模の制限はございません。委員御指摘のとおり、税制等々につきましても、これらの今お話しさせていただいた制度の積極的活用を図るとともに、税制面を含めてさらなる支援方策についても、これからできる限り早急に検討して組み込ませていただかなければ、運用上支障を来すのではないかと私も考えております。

○岩崎委員 時間が来ましたので、これで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○赤羽委員長 若井康彦君。

○若井委員 おはようございます。民主党の若井康彦です。

この景観法、今の時代の状況に大変ふさわしい法案だということを私も申し上げたいと思います。

す。国民は、この景観を通じて国の今のあり方を見ていると思いますけれども、大臣を初め、きょうここに集まっておられる皆さんすべてが、今の日本の景観は望ましいものではないということを共通の認識として、この法案の審議に当たっておられると思います。

余りに美を欠いている、それだけではなくて、むしろ、これから望ましくない方向に進んでしまっているのではないかとこの対して、大変に危惧を抱いているというふうに私は思っております。

この景観法、電線の地中化ですとか看板の規制、このだれにもわかりやすい対策、これも必要不可欠ですけれども、その後ろにありますが大変に深い国づくりや都市づくりのあり方、これらを構造的に見直す、そうした契機として位置づけるべき法案であるというふうに考えます。

まあ、単純に言う、景観というのは、厚化粧の女性を見るのではなくて、本当の意味で素肌の美人をつくっていく、あるいは健全な心身をつくっていくということに尽きるわけですから、そういう点から、この法はみんな議論すべきものであるというふうに考えております。

まず、先般の大臣の答弁に関連をして、社会資本整備の基本方向についてお伺いをしたいと思います。

毎年三十数兆円公共事業がなされているわけですが、今、大きな時代の曲がり角にあって、それが時代にマッチした形で行われているのかどうか、これがこれからの景観をつくる上で非常に大きなキーになるというふうに思いますけれども、そうした観点から幾つかお尋ねをさせていただきます。

先般、社会資本整備重点計画が発表、閣議決定されております。この中で横断的な重点目標の設定、省庁間の事業連携の強化、民間との連携等が挙げられているわけですが、景観形成という観点から、幾つかこの中にテーマがある。水、緑豊かで美しい都市生活空間等の形成、あるいは

大規模な地震や火災に強い国土づくり、こうしたものは広い意味で景観形成と非常に重要な関連のある項目だと思いますけれども、この時代、これからの人口が減少をし高齢化が進み、都市の中に遊休化する土地がどんどん出てくる、そういう時代にあつては、公共事業のシフトというものを思い切って考えていくべきではないかと思っております。

先般の道路公団民営化の議論の中にも、まだまだ交通量はふえるというふうに御発言があったわけですが、自動車交通の環境負荷を軽減する、そうした観点から、道路事業の中から水と緑のネットワーク整備を図るというようなことも考えるべきではないかと思っておりますけれども、大臣の御所見はいかがでしょう。

○石原国土交通大臣 若井委員が御指摘されましたように、日本の戦後著しい高度の経済成長の中で、公共投資というものはどちらかというと量の充足というものに焦点が置かれてまいりましたし、そこで重視されましたのは経済性であり、あるいは機能、こういうものを重視してきた。しかし、そういう中で、委員御指摘のとおり、時代が変わって少子高齢化社会になって、この中で、日本の景観、いいところもありますけれども、かなり昔のいいものが壊されているという認識を多くの方々が共有しているということは、やはり今、価値観の転換点を迎えている。まちづくりにはいたしましても、都市計画についても、新しい価値観を持つてこれからやっていかなければいけないという認識を持っているんだと私は思います。

そして、委員が御指摘されました社会資本整備重点計画の中でも、御指摘のとおり、水、緑豊かで美しい都市生活空間の形成、こういうことはこれまでどちらかといえば言っていなかったと思っております。川を一つ見ても、先日、荒川を見てまいったんですけれども、かみそり堤防に代表されるように、コンクリートで固めて水害を防ぐというのが中心でありましたけれども、これからは、自然な水辺の空間の再生ということで、アシを生や

したり、池みたいなのをつくってそこに自然を呼び込むみたいなことも今取り組ませていただいております。あるいは、川は真つすぐ流れた方が洪水等々でいいということで、曲がついていた川をばんと真つすぐにして、護岸も底も全部コンクリートで固めるみたいなものがあつたわけですが、今、蛇行河川の復活など、自然環境の保全と再生というふうにも公共投資の目をシフトさせていただいております。

これからのこういう視点、これまでとは違う視点を持って、自然を再生するという観点で公共投資というものも行っていく。その分、効率性というものは若干犠牲になるわけですが、やはり自然を回復するというところに一つのポイントがあるような気がいたします。

○若井委員 今大臣のお言葉にありました価値観の転換ですが、基本的には私は、今の社会状況の変化というものを反映しているというふう

に考えたいと思います。
それに関連いたしまして、先般、国土交通省は美しい国づくり政策大綱を発表しておられる。価値観の転換を背景に、これから公共事業のあり方についても大きく様子を正して方向を変えていきたいとおっしゃっておられるわけですが、先般の大臣の答弁の中に、この美しい国づくり政策大綱の中で言われている景観のアセスメントですけれども、これについては早期に制度化するというふうにお答えになっている。今年度中に幾つかについては、それについても具体的な形で固めていきたいという御答弁があつたわけですが、この景観アセスメントについて、どのような具体的な内容をお考えになっておられるのか、あるいは今既に作業を進めておられるのであれば、その内容等について教えていただきたいと思います。

○門松政府参考人 委員御指摘の公共事業におきま

ただ、景観に関する技術的な評価基準等が確立されていない現状にありますことから、景観アセスメントの仕組みの確立に当たっては、暫定的な取り組み方針を作成の上で試行を繰り返し、ステップアップさせていきたいというふうに考えてございます。

具体的には、今年度より直轄事業の一部、大体三十事業程度に試行的に導入することとしているところでございます。

今後は、この試行の結果を踏まえて、できるだけ早い時期に景観アセスメントの仕組みの確立を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○若井委員 今の三十事業の内容について教えていただければ大変ありがたいのですが、それに関連をいたしまして、あわせて、分野別の公共事業についてガイドラインを定められる。

先ほど石原大臣は、かみそり堤防をピオトープに変えるかどうか、そうした検討もしておられるやにお話がありましたけれども、分野別の公共事業の景観に関するガイドラインというものを考える。後ほど少し議論をしたいと思いますが、自治体が今進めております景観に関する条例、これらとも非常に深い関係があると思いますので、分野別の公共事業の景観ガイドライン、これについてはどのような作業を今進めておられるのか、あるいはどのような予定でこれをつくらうとしておられるのか、それについてお答えを願いたいと思います。

○竹蔵政府参考人 分野別公共事業の景観形成ガイドラインでございますが、現在、国土交通省におきましては、実は、既に航路標識すなわち灯台等についてはことしの三月に策定済みでございますが、そのほか六分野、道路、河川、港湾等については検討中ということでございます。

例えば、道路につきましては、かつて昭和六十三

し、こういう新しい時代であるということで、新たに有識者の方々にお集まりいただきまして、道路デザインに関する近年の新たなニーズや事例を踏まえて、道路事業について、例えば各段階で留意すべき必要な基本的事項と参考となる事例等について取りまとめ作業を行っているということでございます。

これらの残り六分野につきましては、遅くとも今年度中に策定する予定でございますが、策定したガイドラインは、地方整備局等に通知、直轄事業で適用することとしております。また、公共団体等においても活用いただけるようなものにした

と考えているわけでございます。
○若井委員 ということでありますれば、アセスメント及びガイドラインの内容については、景観法と連動をさせるというふうに私たちは認識をしておいてよろしいでしょうか。

○竹蔵政府参考人 今回御審議をお願いしております景観法は、法的な制度の枠組みということでございますが、その内容にあるいろいろな公共施設の整備に関する技術的なものというものは別途整備すること、法制度と技術的な技術基準等の整備が相合わさつて良好な景観形成に役立つんだ、このように考えているわけでございます。

○若井委員 それから、先ほどちょっと御説明がありましたが、景観というのはいわゆる環境などと違つてなかなか計数化しにくいということ、アセスメントにしてもガイドラインについても、非常に人間の感性といいますが、地域特性、そうしたものを反映しているということになるのかと思ひますが、今の作業の内容をお聞きしておりますと、それらがどのように反映をされるのか。

例えば公共事業、今、マニュアルをつくつたりする段階から、それぞれの地域の実情に詳しい住民であるとか学識経験者であるとか、そうした主体の意見を踏まえる、それらを取り込んでいくということが一番重要なことじゃないかと思うんで

す。今のお話の中にはそうした要素が余り感じられないんですけども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○門松政府参考人 環境アセスメントにつきましては、景観形成に当たり配慮すべき事項、あるいは施設の規模とか形状とか配置などに関する景観整備の方針、これらを策定して、それに基づいて予測、評価を行つて事業に反映していく、そういう仕組みを検討しております。

この景観形成に当たりまして配慮すべき事項や景観整備の方針を策定するに当たりましては、今委員御指摘のとおり、地域の歴史、文化等を十分に踏まえる必要があります。委員会等を設置するなどして地域住民あるいは学識経験者等の多様な意見を聴取して、またNPOとも幅広く連携して対応する必要がありますと考えております。

○若井委員 では、次の質問に移りたいと思います。
緑とオープンスペースについてでございますが、国土審議会では、美しいまちづくりの柱の中に、公園や緑が不足をしている問題、あるいは町を美しくするための工夫が欠けている問題、そして失われつつある田園風景、この三本を挙げておられるわけですが。

人口の半分が住んでおります大都市圏、確かに、公園や緑、そうしたものが圧倒的に欠如をしているということとは皆様の共通の認識だと思ひますけれども、先ほど岩崎委員が御審議をなすつて

いる中でいろいろお話を聞いておりますと、民間の宅地の中に何とか緑をふやしていく工夫を今回は盛り込んだというお話でありました。
先般、私も京都の景観の視察に参加をさせていただいたわけですが、京都のような場合には、例えば、千年間かかって、鴨川があつたりあるいは社寺仏閣があつたり、基本的には骨格的な緑等のネットワークがしっかりとっている。そういう中では個別のそうした宅地を緑化していくということ

でないというふうに思います。むしろ、この骨格的な緑のネットワークあるいは生態系を回復していくということには、何としても国を初めとする公共セクターの強力な介入が必要で、これは成り立たないというふうに思うわけです。

そうした意味から、先ほどの都市緑地保全法の改正、さらにこうした骨格的な緑のネットワークをつくるための方策をつけ加えなければならないと思いますけれども、その点については、何かこれから御検討なさるといふ予定はないのでしょうか。

○竹蔵政府参考人 都市における緑の確保ということとは、安全で魅力のある都市づくりということに極めて重要な役割を果たしております。

今回、景観緑三法ということで、その一つに都市緑地保全法等の改正の審議をお願いしているわけですが、この中では、単に都市公園として公園緑地を整備していくだけではなくて、里山などの緑を緑地保全地域というような形で守る、また、緑の少ない都市部においては、緑化地域というようなことで、民間の大規模建築敷地について緑化を進めるといふようなことで、緑をつくる、守る、緑化するといふさまざまな、多様な手法、また多様な主体によつて都市の中の緑を回復、創出していききたい、このように考えておるわけでございます。

○若井委員 今局長がお答えになられた内容については私も知つての上で御質問させていただいてるわけですが、そういう確率的に出てくる緑地を都市内部にふやしていくことは当然だ、これまた、これまでも既にされてきているわけですね。例えば公園事業なりで肅々と進めてこられた。しかし、今欠けているのは、それらをしっかりと結びつけて、都市の中に、循環的な環境というふうな例えは国土審議会は言っておられますけれども、そうしたものををつくるための工夫が欠けているのではないかと申し上げておるわけですね。その点についてはいかががでしうか。

○竹蔵政府参考人 先ほど京都のお話があったが、東京におきましては、江戸の大名屋敷があった山手線の中はかなりの緑が豊富でございますが、山手線を出まして環七、環八あたりに行きますと、スプロール市街地で、昔は杉並木がたくさんあったところももう密集市街地になっているといふような大変大きな問題がございます。

そうしたことから、実は、緑のネットワークといふようなお話がございましたが、遊休地が都市構造の変化、経済社会の変化によつて生まれてくるということ、そのように生まれてきた遊休地を活用することが都市の中における緑の確保ということでもかなり重要な役割を果たしていると思えます。

○若井委員 切りがありませんけれども、そうやって確率的に出てくる緑をどのように結びつけるかという、それこそが一つの公共的な施策だと私は思いますし、その点について、この都市緑地保全法の改正はまだ非常に不十分だといふふうに私は思いますけれども、今後、さらに御検討をぜひお願いしておきたいと思ひます。

時間がありませんので先へ進みますが、先ほどちょっと触れました、失われつつある田園風景の問題です。

人口は日本人の四分の一しかないかもしれないけれども面積は八割ある、残りの方々も今はそういうした景観の中で時間を過ごすことを望んでいる、そのことがまたこれからの農村的な社会、そういうしたもの活性化につながると思ひます。

先般、農水大臣がお答えをいただきました、景観との調和を図りつつ農地の利用促進や森林施策を図る。ただ、よく考えてみますと、このこと自身はこれまでもしてきたことです。それで守れないからこそ、今、田園地域、どのようにこの景観を守り、あるいはつくっていくかということが検討されなければならないといふふうに私は思ひます。

今回のこの法案の共同提案者である農水のサイドでは、より具体的にはどんな方策を考えてお

れるのか、もう少し聞かせていただければと思いますけれども、いかががでしうか。

○宮本政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、農村景観につきましては非常に貴重なものと考えておりますけれども、このような農村景観につきましては、農業生産活動の営みを通じて形成されるものであるといふふうに考えておるところでございます。

こうした景観を守るためには、魅力ある農村づくりに向けて、地域の個性を生かして、多様な主体が参画できるような農村振興施策を展開していく必要があるといふふうに考えているところでございます。

このため、農林水産省におきましては、個性ある魅力的な農山漁村づくりに向けまして、今後の施策の展開方向を明らかにする水とみどりの「美の里」プラン21を昨年九月に策定、公表したところでございます。このプランの中で、農業農村整備事業等、私どもの関連事業につきましても、その実施に当たり景観配慮を原則化すること、これを基本とした取り組みを行っているところでございます。

また、これを具体的に進めるために、それぞれの市町村におきまして、農村地域の環境保全に関する基本的な方針として、田園環境整備マスタープランといふものを作成していただきまして、この中で景観に関する事項を具体的に定め、景観に配慮した事業の展開を図ることとしていただいております。

こういった取り組みとあわせまして、今回、景観法に基づきまして、市町村に景観農業振興地域整備計画の策定を今回の法案の中で制度化することとしておりますけれども、この中で、景観と調和のとれた農業的土地利用の誘導を図るということを進めていきたいといふふうに考えておるところでございます。

こういった法制度的な仕組みとあわせまして、先ほど申し上げました私どもの事業展開に当たつての田園環境整備のマスタープラン、これらと相

まちながら進めることによりまして、よりよい農村景観の形成を進めていきたいといふふうに考えておるところでございます。

○若井委員 田園風景といふは農村景観の場合、都市地域と違って、非常にそれぞれ個別的な個性といひますか、非常に多様な地域だと思ひますけれども、これらを一律に守っていくといひますか、そうしたことはなかなか難しいと思ひますね。

それだけに、都市地域でも同じですが、地域の一つの自発的な、あるいは自立的なそうした景観保全、景観形成の工夫が必要だと思ひますが、そうしたものを助長していくといひますか、バックアップをしていくといふ意味で、今の整備計画、マスタープランのお話は大変よくわかりましたけれども、もう一歩踏み込んで何らかの方策を考えられ、あるいは講じられる、そうしたおつもりはないのでしょうか。

○宮本政府参考人 今委員の御指摘のございましたように、農山漁村の景観といふものにつきましては、農林漁業のまさに生産にかかわる農地、森林、これがきちんと適切に利用されていること、あるいは農地、森林の風景と集落のたたずまいの調和といった面、あるいは自然環境そのものの美しさ、あるいは農村特有の伝統行事、文化が醸し出す美しさ、こういったふうな非常に多様な形で農村の美しさといふものがあろうかと考えております。

したがいまして、委員御指摘のように、こういったものを一律に規制するといひますか、取り組み方針を明示するといひたことは必ずしも適切ではないといふふうに考えておるところでございます。

先ほど来、国交省さんの方からも説明がございましたけれども、地方自治体におきましては、いろいろな景観条例等が現在相当数策定されておりました、こういった中で地域の個性を生かした取り組みが行われているものと承知しているところでございます。

こういった地域の地方公共団体による個性ある景観形成の取り組みをさらに進めるために、条例等による施策のみならず、今回の景観法等によりまして法制的な手法を付与することによりまして、法制面からもこれを支援する仕組みにすることが重要であろうというふうに考えているところでございます。

このため、景観法におきましても、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するための施策を農業振興地域整備計画の体系のもとで位置づけるとともに、農地法の特例等の法制的な手当てを行うというところで行ったところでございまして、こういった景観農業振興地域整備計画の策定に当たりまして、市町村が地域住民の意向を踏まえた主体的に取り組むことができるように措置しているところでございます。

また、景観法案におきましては、市町村、地域住民等が中心となりまして、景観協議会を設置するという仕組みも取り入れられているところでございます。こういった仕組みも活用しながら、市町村、地域住民等による主体的な取り組みを支援することによりまして、地域の個性の発揮を図っていきいたいというふうに考えているところでございます。

○若井委員 それから、先ほど国土交通省の皆さんにもお答えいただいたんですけれども、よく、悪名高き三面張り農業用水路、おわかりになりますよね、水路の三面をコンクリートで固めてしまふというような公共事業がかなりこれまで行われてきたと思いますけれども、これらの農業系の公共事業といえますか、そうしたものに對するガイドラインあるいは景観アセスメント、こうしたものに取組まれる御予定はないのでしょうか。

○宮本政府参考人 お答え申し上げます。
先ほど御説明申し上げました水とみどりの「美の里」プラン21におきまして、設計基準の見直しや、手引書、いわゆるガイドライン的なものの作成というものについて触れているところでございます。

これらの具体的内容につきましては、設計基準の見直しにつきましては、いわゆる工種ごとと申しますか、逐次策定を進めることとしておりまして、平成十六年度中には農道につきましても基準を改定することとしておりまして、周辺景観と調和するよう間伐材の利用を促進する、あるいは切り土、盛り土に当たりまして、できるだけこういった部分を少なくする、こういったことを、いわゆる景観に配慮したような形で事業実施をするような改定を考えているところでございます。農道以外につきましても、逐次こういった変更を進めていきいたいというふうに考えております。

また、実際のこういった事業を現場で展開するに当たりまして、現場の事業担当者のマニュアルになるようなものとして手引書の作成を進めているところでございまして、農業農村整備事業におきまして景観保全、形成の基本的考え方、整備手法あるいはその実際の具体的事例なんかも含めましてそのような手引書を平成十六年度中に作成すべく、現在作業を進めているところでございます。

○若井委員 一昔前は私たちが、観光といえばパリとかローマに行つて、いわゆる大都市の超高層ビルを見たいというようなことが盛んだった時代もあったわけですが、そうした部分こそ日本の本来の観光立国を担う、そうしたフィールドになつていくと思ひます。何としても農水の皆さんのこうした意味でのより一層の努力をお願いしたいと思ひますが、これからまたいろいろ議論を深めながら、この問題については継続的に一緒に考えさせていただきたいと思ひます。

次に、今回の景観法三法の一の要諦になつていふところの部分についてお尋ねをしたいと思います。景観をだれがつくるか、そうした部分についてこの法律のあいまいさといひますか、その辺について少しお尋ねをさせていただきますか、と考えています。

今回の景観法案ですけれども、実は四半世紀前から自治体ではさまざまな多様な取り組みがなさ

れてきております。県レベルで行われるようになったのは、恐らく十年か十五年ぐらい前だと思ひます。ようやくと国のレベルでも景観法というやうなものが検討される段階にたつたわけですが、この四半世紀にわたる各地域での努力、これを無視してはならないというふうに私は考えます。

ですから、今回の景観法が、実は五百近い自治体を持つております景観に関連する条例、これにより力を与えられる、より前へ進めることのできる、そうした根拠になるということが私は本来の景観法の趣旨ではないかというふうに思ひます。すけれども、この条文、法案を読んでおきまして、どう考えても、これはむしろ非常に先端で頑張っている自治体にとつては足かせになつてしまふのではないかと部分も読み取れるやに思ひます。その点について、この立法を考えておられる皆さんはどのようにこれを考えているのか、その点について幾つかお尋ねをしたいと思ひます。

景観法、これはむしろ、それぞれの自治体の景観条例にとつて、ある意味でいうと授權をする、それを要するに裏づける、その条例をどんどん進めていい、あるいは罰則については、例えばこの法律で担保をするというやうな部分に力を入れるべきではないかと思ひます。

今回の法律を読んでみますと、後ほどもう少し具体的に言いたいと思ひますが、都市計画法や建築基準法が先行してしまふ、景観法ではとても追いつかないというやうなところが幾つも出てくるわけですが、景観法のいわゆる本質的な部分について、条例との関係をどのようにお考えになつて立法なすつたのか、その辺について、ちょっと抽象的ですが、基本的な考え方をお聞かせいただければと思ひます。

〔委員長退席、今村委員長代理着席〕
○竹蔵政府参考人 景観法と条例との関係についてのお尋ねでございます。
今回、景観法を制定することになつた一つの一

番大きな背景は、景観に関する自主条例の数が五百二十四に上り、各地で自主条例による積極的な景観行政が展開されてきたわけでございますが、実は、この自主条例には、規制の担保というものが勧告どまりであり、なかなか強い力を発揮できなかった。

それから、国の法律である建築基準法で規制が決められていると、それを緩和するのは国の法律でやらざるを得なかった。また、国税である相続税等の軽減措置をしようとするれば、やはり国の法律で措置する必要があるというやうな、今までの地域における取り組み、これについての限界があつて、公共団体と複数回意見交換をしたわけでございますけれども、公共団体からの要望として、ぜひ我々のやつていふ自主的な取り組みをバックアップするような法的な措置をつくってほしいということが強く述べられたわけでございます。

したがひまして、今回の景観法におきましては、このやうな要望をもとに、景観計画の区域において、条例を定めることによつて建築物等の形態意匠に對する変更命令を出すことができるというやうなことから、景観重要建築物に對する建築基準法の規制緩和等を条例で措置できるようにするということ等々、条例を豊かにする、それを支えるというやうな観点からさまざまな措置を盛り込んでいくわけでございます。

このやうに、景観法は、これまで公共団体において積み重ねてこられた多様な努力を生かす柔軟な仕組みにするというのが一番大きなねらいなわけでございます。

○若井委員 それでは、先般大臣が御答弁になられましたけれども、この五百二十四の条例、多いといひば多いけれども、自治体の数からすれば一部ではないか、であるからして、景観行政団体は都道府県または政令市、中核市を原則とするのだという御答弁があつたわけですが、

しかし、もし、これが一部であつて、ほかの市町村がそういうことに取り組むべきだという趣旨

であるのであれば、都道府県、中間的な段階のところの関与は原則的な部分にとどめて、むしろ一般の市町村がさらに積極的に景観行政に取り組みができるような、それを促すための方策というのがより重要である。私は、都道府県または政令市、中核市を原則とするというこの一文は余計ではないかというふうに考えるわけですが、それでもその辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○竹蔵政府参考人 御指摘のとおり、今後の景観行政は、やはり最も住民に近い市町村が担っていくべきと考えております。

ただ、現在の景観行政の取り組み状況を見ますと、今先生御指摘のとおり、市町村の条例は四百五十にまでなっておりますけれども、それでもこれは全国の市町村の四一四にすぎません。一方、都道府県では、半数近い二七の都道府県で自主条例を定めているという実態がございます。

したがって、このような実態を踏まえて、法律制度の形としては都道府県と市町村と並べておりまして、二重規制が行われることを避けるために、一つの地域において一元的に景観行政を行う主体である景観行政団体が景観計画を定める仕組みとしております。

ただ、市町村につきましては、政令指定市と中核市は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村についても、手を挙げれば知事の同意を得て景観行政団体となることができるということでございます。

この同意がなかなか得られなかったら、ほかのやる気のある市町村の意欲がそがれるではないかというふうな御懸念があると思いますが、我々としては、この同意の基準というのは、よっぽどことがない限りは、手を挙げた市町村に対して知事は同意を与えるというふうなことで、我々の技術的な助言等でも明らかにしていきたいと考えておるわけでございます。

○若井委員 県は二七、条例を持っているというふうにお話ありましたけれども、百万の都市から千の村まで持っているのが県でありまして、それぞれ自治体の中に入って、実態を明らかにしながら、県の条例を生かしていくということは、現実的には不可能です。やはり、基礎自治体それぞれの独自の個性を生かした景観形成をできるように、国としても、都道府県の方々とそういう流れの中で、ぜひ自治体がこの景観づくりに取り組めるようにお力をかけていただければというふうに私はお願いをしておきたいと思っております。

それでは、ちよつと時間がなくなってきましたので急いでまいります。

いわゆる都市再生特別措置法に基づく緊急整備地域の指定というものは、これは政府が政令で行うということになっておりますけれども、これらの内容をよく見てみますと、基本的には都市計画の緩和ということが一番の柱になっている。この緩和の内容については、都市再生特別地区の決定をする都道府県が行うというふうになっていて、実際にその事業が行われる基礎自治体、市町村というところとは関係のないところでその内容が決められてしまふということが起きるのではないかと、あるいは起きているのではないかとこのように思っております。

このように、それぞれの制度についても関係市町村の意見を反映できるような仕組みになっております。今、今回の景観法というものが成立いたしますれば、より積極的に景観が守れるというふうにお考えのところでございます。

○若井委員 いろいろこの法律の趣旨をよく読んでいきますと、例えば、今回の法律の中にある景観地区がもし指定ができれば、確かに、今局長がおっしゃられたようなことがこの景観法で網をかけることが可能なのではないかと、よくよく調べてみると、この景観地区、もともとこれは美観地区です。今、今回の法律で景観地区に変わるわけですが、全国でわずかに二十カ所ぐらいしかありません。自治体からすれば六つぐらいしかない。非常に例外的な地区指定にしかならない。もし今回の景観法で景観地区を指定ができるということであれば、もう大いにこの要件をやわらかくして、一般的な自治体でも景観地区の指定が容易にできるよう、そうした工夫が必要だと思っております。その点についてはいかがでしょうか。

○竹蔵政府参考人 お答えいたします。景観地区の前身である美観地区というのが六つ

の自治体でしか使われてこなかった。そうすると、名前が変わっただけで、この景観地区もうまく使えるのだろうかというふうな御心配だと思います。

なぜ美観地区が使われてこなかったかというのは幾つか理由があると思っております。

一つは、この美観地区の何を規制するとかどのように持つていくかということがすべて条例に任されていたということで、京都とか倉敷とか大変御熱心なところはいろいろ工夫されて、努力もされてきたわけでございますけれども、やはり公共団体にとつてみれば、美観地区と景観地区というのができれば、どのような規制がかかって、どのような手続があるのかということがはっきりしていないと使いにくいという面があったと思っております。

それから、やはり景観に対する国民の意識と申しますか、なかなかそこまで来なかった。ただ、景観条例、自主条例をたくさんつくっていく中で、そのような規制も欲しいという声が多数上がつてきたわけでございます。このような、なぜ美観地区が使われなかったかという反省を踏まえて、今回の景観法においては、景観地区がより広く公共団体の御要望にこたえて使えるような仕組みとしたこととさせていただきます。

○若井委員 本来的な意味での都市再生とは何かということに関係があるんだと思うんですが、昨年でしたか、東京都に二百十三ヘクタールかの超高層ビルが建つたというふうな聞いておりますが、その建物が建つた周辺の地域は地価が落ち、それから床の賃貸料が落ちている。今は、昔と違って、つくればその全体のポテンシャルが上がるといったことはないと思っております。

むしろ、先ほどの話に戻りますと、緑地があつて、そこにトンボが飛んでいたりチョウチョウが舞っているというふうなものが大都市の真ん中にある、そうした町をつくるのがその周辺の地価を支える、あるいは人が減ることをとめることができるという時代に入ってきたと思っております。

私は、この景観法というものは、実はそのための第一歩だと考えています。ですから、都市再生の事業が今例えは景観法とある意味でいうと抵触をするような側面を持っていることを非常に危惧している。都市再生の枠組みというものの、こうした景観法にうたわれているようなそうした考え方に基づいて、これから抜本的にその仕組みを変えていただきたいと思いますし、先般のまちづくり交付金の議論の中では、恐らくそうした部分に、非常にわずかながら、まあ、千三百億がわずかなどうかかわりませんが、そちらに公共事業をシフトしていくんだぞというふうな皆様が御提案をされているというふうには私は考えたいと思います。これからの大いにそちらへ公共事業のシフトということを進めていただければというふうに思います。

今の問題、もう少し普遍化したいと思うんですが、景観法と都市計画の関係です。先ほどちょっと触れましたけれども、都市計画と景観法による景観計画で定められた制限、これは都市計画をどのように拘束することになるのでしょうか、どういう関係になるのか、その辺についてもう少し教えていただければと思います。

○竹蔵政府参考人 お答えいたします。

都市計画というのは、もともと、環境とか景観も念頭に置きながら、都市の健全な発展と秩序ある整備を図っていくんだということで、従来からも美観地区とか風致地区とかさまざまな制度もあったわけでございます。

今回の景観法は、景観に関する基本的な法律として定められるということですので、今後の都市計画の運用に当たりましては、今まで以上に景観ということを明確に意識して物事を進めていく必要があると思います。

そこで、具体的な法律の制度として、景観計画と都市計画はどういう関係になっているんだというお尋ねでございますが、景観計画というのは、厳密に言えば都市計画ではございませんで、行政計画ということでございます。いろいろな住民参

加等の手続もございますが、そうやって定められた景観計画区域の中でより積極的に美しいまちづくりを図っていくかなくちゃいけないというところが景観地区、これは都市計画でございまして、景観計画区域というのが届け出制度に支えられて、また変更命令も一部ございますが、そういうより緩い規制の部分、それで、そのあんこに当たるような部分が景観地区として都市計画になるというような一つの大きな概念的な位置づけがございいます。

それから、景観法上、実は景観計画というのは直ちに都市計画を拘束する仕組みにはなっておりませんが、個々の都市計画というのは、住民とか関係地方公共団体の意見を聞きながら定められるということになりますので、景観計画が定められている場合に、具体的な都市計画というのは、やはり景観計画に定められているということと十分念頭に置いて、そういう決定過程の中で景観計画との調和が図られていく、このように考えているわけでございます。

○若井委員 もう一つお尋ねをしたいわけですが、先ほど景観をつくる上で三つのテーマ、町を美しくするための工夫が欠けているんじゃないかというお話をしましたけれども、今回の景観法でも、ある程度は意識されると思いますが、町の中に建ちます建築物のことであります。建築物が建つ場合には、建築基準法に従って建築が建つということになるわけですが、良好な景観を形成する上で、一つでもわけのわからない建築物が建つてしまえば、周りじゅうの景観が台なしになるということ、今回の法律の中にも若干そのことに触れている。

そういう格好で触れているかというと、建築物のデザインについてはこの法律の中で物を言うことができるというふうになっておりますけれども、建物というのは、一つで町の景観を形成しているわけではないわけですし、ある幾つかの建物の群といえますか、そうしたもので町並みが形成されている。町並みが形成される中の一つの建物

という観点からこの建物をどうするかということでは、その色がどうであるとかテクスチャーがどうであるか、形がどうであるかという以上、どんな場所にどんな高さのものがどんな用途でできるかということが非常に重要なわけですので、先ほどヨーロッパの景観のお話を興味深く聞かせていただきましたけれども、実は景観法というのは、要するにそうした建物の群としての法律になっているわけで、今回の法律は、その点、甚だ不十分だと私は考えています。

地域のあり方とは別個に、個々の敷地ごとに建築物が建つてしまう。例えば、先ほどの話ではありませんが、一般の市町村で建築確認の仕組みを持っていないところでは、自分の町がどうなるかを決めることができない。こうした建築行政のあり方と景観形成のあり方は、全くある意味でいうと分離をしていると言わざるを得ない。

これを運動させることなしに町の景観をつくるということは大変に制約が多いというふうに私は思わざるを得ないわけですが、この建築確認、建築行政と景観、この関係について今後どのように改善をなさるおつもりなのか、その辺についてお考えを聞かせていただきたいと思っています。

○松野政府参考人 お答えいたします。

現在の都市計画法と建築基準法では、地域ごとに、土地利用の状況あるいは公共施設の整備状況を踏まえまして、都市計画で用途地域というのを定めます。建築物の用途、あるいは容積率、建ぺい率等の良好な市街地環境を確保するための規制を定める。建築物がそれらの規制に適合するかどうかをまさに確認するというところで、建築確認で審査をしております。

先生今おっしゃいましたように、建築群として何か定めるということが必要な場合には、よりきめ細かい規制を行うことができるような制度として地区計画制度というのがございます。建築物の高さ、あるいは壁面の位置などの制限を行うことができることとしております。

こうした既存の制度に加えまして、今回創設されます景観計画区域におきましては、景観行政団体が周囲との関係を踏まえまして良好な景観形成をしようと判断する場合には、建築主に対して勧告、あるいは形態意匠に関する是正命令を行うことができるということにしております。

さらに、より強力にこのことを進めていく場合には都市計画で景観地区を定めることができるというところをございまして、これによりまして、市町村長による建築物の形態意匠に関する認定を義務づける、それから、都市計画で建築物の高さあるいは壁面の位置等を定めることができるということになっておりまして、従来からの制度に加えましてこのような制度ができることによって、さらに良好な景観形成が十分図られていくものと考えております。

○若井委員 もしも、この地区計画制度で良好な景観が、町並みづくりが事実上可能であるのであれば、今さら景観法をつくる必要もないのかもしれない。何でこの地区計画制度ではそういうことができなかったのか、このことをもう一回、反省という大変ですが、よく考えてみながら今後の景観行政を進めていかなければ、私は、新しい法律、屋上屋を重ねるにすぎないんじゃないかというふうに考えます。

自治体として、建築の確認という仕組みではなくて、例えば、ブロックの中、先ほど景観地区を決めるのは非常に難しいということをちょっと触れましたけれども、その中については建築を確認ではなくて許可の制度に変えていくとか、そうしたことをこれからぜひ検討していただきたい、これはお答えは結構でございます、そういうふうには考えています。

最後に、今の件も含めまして申し上げたいことであります。都市計画や建築行政、あるいは先ほど河川や道路のお話もございましたし、農業地域の問題もありました。これらに共通をして、これから国づくりの二十一世紀のあり方のテーマとしての景観というものを位置づけるのであるなら

ば、先ほど岩崎委員がヨーロッパの御審議をなさっているときに私もその点については考えておつたんですけれども、景観権というものは、もうある意味でいえば、これからの地域をつくる、都市を再生するためのまず第一のいわゆる要諦にならなければならぬ。要するに、個別によきによき建物が建つような町は、これからは人に捨て去られていくんだ。つまり、人口は三千万も減るわけですから、つまらない町は人が住まなくなる、つまらない農村には農業をする人がいなくなるという時代に必ずなります。ですから、この景観権というものを、ちゃんとした町の哲学を持った、そうした国土づくりをするためにこの景観法が出てきたというふうに考えたい。

今のこの景観法は、単なる行政計画でありますよという御説明がありました。確かに、そこまで日本人の意識が醸成をしていなかった。しかし、これからは違います。

ですから、私は、今回の景観法は是とするとしても、これは一つのいわゆる一里塚にすぎない。さらに先へ進むためには、先ほど申し上げたような、個別法を通じてそれが生きていくような、ヨーロッパにはありますよね、先ほど議論がありましたけれども、憲法に、憲法というので大げさであるならば、景観基本法というものをここでつくっていくという努力に着手すべきではないか。その第一歩として今回の法律があるんだというふうに私は考えたいと思うんですけれども、最後に、大臣にその点について御見解を伺いたいと思います。

○石原国務大臣 先ほど政府参考人から御答弁をさせていただきまして、今回の景観法は、景観に関する基本的な法律、全国レベルでは基本的な法律として定めさせていただいております。

委員は、都市計画あるいは建築物の基準を許可制にするような細かいこともあわせて初めてこの法律がワークするのではないかとというような御指摘であったと聞いておりましたけれども、そういう

法律と一体となつて景観に関する具体的な取り組みを可能とする実効性をも備えたものであるということも、政府参考人から御答弁をさせていただいたところでございます。

委員はここからさらに一歩進めまして、先ほどの岩崎委員との議論の中でありました景観権、環境権等々の憲法での明記、良好な景観を定着させるためにはさらに踏み出して、こういう御指摘であつたと思ひますけれども、憲法論議が今なされている中で、これだけ先取りして景観権みたいなことの議論はできませんけれども、やはり委員の御指摘は、この憲法論議の中で十分に私はなされているべきであると個人的には感じております。

ただ、単に景観権というものを憲法に位置づけたとしても、内容をきょう御議論いただいているような実定法で定めていかなければ、理想ではない。そういうことをあわせて、今委員御指摘のとおり、景観行政にとつては大きな一歩ではあるんですけれども、この一歩を二歩、三歩、四歩と進めていく努力というものを関連法律の中で取り組ませていただきたいと考えております。

○若井委員 確かに、憲法について触れたのは二、三歩勇み足だったかも知れませんが、景観基本法というものをさらに進んで定めていくということをお提案申し上げて、質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○今村委員長代理 高木陽介君。

○高木陽介委員 公明党の高木陽介でございます。今日は、景観緑三法の法案の審査ということで質問させていただきます。

まず、景観というものの考え方ですね。我が国の景観を考へてみますと、例えば、その昔、江戸時代、城下町、門前町、そういった形で町並みというのが発達してきた。しかしながら、戦後、都市化が進む中にありまして、なかなか一貫したまちづくりが行われてこなかった、そういう面も指

摘できると思ふんです。

例えば、ヨーロッパの町並みを見た場合に、ヨーロッパのまちづくりというのは、五年、十年でできるわけではなくて、百年、二百年、または五百年、そういう単位で町というのがつくられてきた。そういう中であつて、お互いのコンセンサスができながら町というのがつくられてきて、特に観光の視点からいって見ても、欧米の町、特にヨーロッパの場合には、歴史と伝統を感じさせる町並みがあるというふうにだれもが感じると思ひます。

その一方で、我が国の町並みを見た場合には、なかなか、特に都市化がされている町並みというのは一体どうなっているか。東京の例を掲げてみますと、例えば、屋外の建物のデザイン、高さ、ばらばらであるとか、または色、大きさのふぞろいな看板、そういったものが無秩序に並んでいるということ、なかなか町並みがきれいだというふうな評価はされていないと思ひます。

そういった中であつて、今回この景観緑三法というのが提案をされましたけれども、そもそも小泉内閣も、観光立国という視点をもちながら政策の柱として掲げていると思ひます。私も公明党も、昨年の衆議院選挙のマニフェストでもこの観光立国のことをしっかりと掲げまして、二〇一〇年までに今五百万人の訪日観光客を一千万人にしよう、政府と歩調を合わせるかのようにマニフェストで掲げさせていただきました。

そういった部分で、例えば外国の方が日本にきたときに、そういった景観、町並み、これに対してどのような感じを抱くのか、こころの辺のところはなかなか問題があるのではないかと、こんなふう

に感じます。そういった観点から見しても、今回の景観緑三法という法律案は、我が国の景観を美しくしていく、また豊かなものにするということで、画期的な法律であるというふうにも評価をしております。景観行政にとつて大きな前進であると評価しておりますけれども、また、屋外広告物法や都市

緑地保全法をあわせて改正することによりまして、景観全体の問題というのをとらえている、これも大変有意義な観点である、このようにも思ひます。

ただ、法案の内容については、疑問または懸念、こういったものを感じるところがありますので、その点についてきょうは質問をさせていただきます。

まず、景観法というのは、良好な景観の形成を促進するための法律であるということですけれども、どのような景観を良好な景観というのか、これは地域によつて異なるわけですね。また、人それぞれの価値観によつて異なっていく、百の町があれば百種類の景観のよさというのがあると思ひます。

我が国の景観行政というのは、まず、景観条例に基づいて、地方公共団体の取り組みが中心であつた。今回の景観法の制定によりまして、逆に地方公共団体の取り組みに枠がはめられることになるのではないかと、また、個性あるまちづくりというの、一つの法律によつて逆に画一化されるのではないかと、こういう懸念を一つ持つております。

もう一つの懸念というのが、今回の法律によつて規制がなされていく、逆に、規制されることによつて地域経済というのが阻害されていくのではないかと、こういった問題点もあるのではないかと。

特に、私自身も考えているのは、規制というのは基本的にはいい方がいんだらうな。それぞれが自立をして、そして自立した中で町ができていく、またはそれぞれのいろいろな制度ができていく、こういう方がやはりいいのではないかなと思ひていますが、景観の形成のための規制、これが私権制限にもいろいろとぶつかってくるのではないかと、こういうような懸念があります。

今までの規制というのは、特に国土交通省関連でいいますと、建築物の安全性、または国民の生命身体へ直接影響を与える、こういった部分に対してはきつちりと規制をしてきたと思ひますけれども、

ども、景観という点、先ほど申し上げましたように、価値観の問題というふうになってきます。そういったところでの規制というのが果たしてどこまでできるのか、こういうところが私自身の今の問題意識の中にあります。

そこで、私自身も、新聞記者時代、いろいろな行政の取材をしたときに、特に自治体の取材をしたときに感じたんですけれども、今から二十年ぐらい前になりますか、そのころ、いろいろな再開発というのが駅前で行われますと、どの行政、いわゆる公共団体も、再開発というすぐビルを一個建てて、それで再開発、駅前が立派になりましたねという感覚だけで、どの町を見ても同じような再開発が行われていた、金太郎あめみたいな形になっている、このように感じました。

そういった観点も踏まえて、まず大臣にお伺いしたいのは、今回の景観法の制定によりまして、個性あるまちづくり、これが果たして実現していくのかどうか、景観法の制定によりましてかえって画一的になるのではないかな、こういったことに関してどのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

〔今村委員長代理退席、委員長着席〕

○石原国務大臣 高木委員が御指摘のとおり、良好な景観という名のもとに、画一的にこれが良好な景観だといいますと、逆に画一的なまちづくりというふうになってしまうんだと思います。

しかし、今回の法律案は、先ほど来の御議論の中にもございますように、市町村、県が個性を生かした景観行政に条例等々の制定によって取り組んでいるものを支援するということを制定の趣旨とさせていただいているところでございます。

具体的に若干申し上げますと、その手法について、面的に建築物のデザインや色彩を制限する景観計画区域や景観地区、地域のシンボルとなる建築物を保全する景観重要建築物制度、あるいは住民が地域の景観のために自主的に結ぶ景観協定など、地域の実情に応じた施策が講じられるようバ

リエーションに富んだ多様な選択肢というものを留意しております。

こういうことによりまして、各地域において魅力ある景観形成が、委員が御指摘のように、良好な景観という名のもとに画一的なものにならないようなことを期待しているところでございます。

○高木(陽)委員 今大臣が答弁していただきましたように、良好な景観形成のために選択肢を用意する、それで公共団体が自由に選択し活用できる仕組み、これはこれで評価をしていきたいと思うんですが、一方、今回の景観法で、景観計画区域における変更命令、または景観地区における認定制度、いざというときの強制力を持った規制手法も導入されている。

こういった規制手法によりまして過度の私権制限にならないように、どのような措置を講じているかについてお伺いしたいと思います。

○竹蔵政府参考人 お答えいたします。

今回の法案におきまして、景観計画区域におきまして変更命令や景観地区における認定の仕組みなど、新たな規制を導入しておりますが、これは公共団体からの要望を踏まえて、ぜひ自主条例をバックアップしてほしいという要望にこたえたものでございます。

そして、このさまざまな新しい仕組みというのは、建築物の建築等の行為自体をとめるものではないと、デザインとか色彩について、地域住民の意見を反映させながら策定される地域ごとのルールに適合させていく、こういうものであるわけでございます。

具体的手続でございますけれども、まず最初に、景観計画の策定に当たりましては、公聴会の開催等住民の意見を反映させる、こういうことが義務づけられておりますし、都市計画区域等に係る内容につきましては、都市計画審議会の意見を聞く必要がある、これも法律に書いてございます。

また、景観地区の決定自体につきましては、都市計画そのものでございますので、公告縦覧、都

市計画審議会への付議の手続を経る必要があること、それから、条例で定めれば、景観審議会等の第三者機関を関与させるということも可能になるということで、いろいろな角度から住民の皆様の意見を十分に取り込める内容となっているわけでございます。

○高木(陽)委員 次に、地域経済との関連について御質問したいと思いますが、先ほど、冒頭に申し上げましたように、さまざまな私権制限をすることによって地域経済を阻害してしまうんではないか、こういうふうな疑問を呈しました。

先日、大臣が本会議での答弁におきまして、伊勢市や北九州市、良好な景観形成が観光客の増加をもたらし地域活性化につながっている、これはこれで大いに理解はできるんです。良好な景観形成とその地域の活性化、これがうまくマッチして車の両輪のごとくいけばいいんでしょうけれども、逆に、規制の程度によりまして、反対に地域経済を阻害する場合もあるのではないかと、このようにも考えますけれども、このところについてどのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

○石原国務大臣 うまくいった例として伊勢市と北九州のお話を本会議でさせていただきましたが、このほかにも、川崎市とか近江八幡等々で見ますと、昔の町並みを保存することによって観光客が新たに来るようなものとか、電線の地中化等々で良好な景観をつくることによって経済が非常に活性化するというような例がほかにもたくさん、全国で見ますと見つかることができました。

政府参考人からも今答弁しましたけれども、景観計画の策定や景観地区の決定手続においては、もちろん住民の皆さんの意見を聞きますので、今委員の御懸念のような、そういう規制によって経済活動が阻害されるというふうなことがあるならば、そこで声が出てまいりますので、そういうものを除去することがある。あるいは、景観審議会や第三者機関の関与などの手続を付加することとも可能となっておりますので、今委員の御指摘

の点は必ず組上に上がってくる。こういうことを二重、三重にも重ねまして、規制が過度とならないように考えておりますので、その前の段階で委員の御懸念を払拭するように仕組ませていただいているつもりでございます。

○高木(陽)委員 わかりました。

続きまして、公共事業の問題なんですけれども、公共事業というのはとくに批判をされがちなんです。やはり、道路公団の民営化問題でもそうでしたけれども、ネットワークとして必要だということですから、まだまだ公共事業としてかわっていかねばいけない地域または施設等々があると思います。

そういった中で、今回の景観法には、景観上重要な公共施設を景観重要公共施設、こういうふうな位置づけをしています。その整備に当たっては、周囲の景観との調和を図らなければならないということとされていますけれども、逆に、こういった制約が地域にとつて本当に必要な公共施設の整備を阻害する、こういうことにならないか。もちろんデザイン等をしつかり考えればいいんでしょうけれども、こういった規制が必要なら公共事業の実施を阻害することにならないかということについてお伺いしたいと思います。

○竹蔵政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘のように、公共施設は我々の生活に不可欠なインフラでございます。また、一方、地域の景観にとりましては、プラスの意味でもマイナスの意味でも大変大きな影響を与えていることとでございます。先ほど来、ガイドラインの話でございますとかアセスメントの話が出ておりますが、公共事業の実施に当たりましては、歴史や文化に根差した地域の良好な景観との調和を図っていくことが非常に重要だと思います。

したがって、景観法におきましては、公共施設を単なる規制の対象だというふうなとらえ方をするのではなくて、公共団体が定める景観計画におきまして景観重要公共施設というふうな位置づけを与える。その場合には、公共団体は公共施設の

管理者に協議して同意を得るというような丁寧な仕組みを用意しているわけでございます。

このような制度によりまして、地域の景観と調和した公共施設の整備を促進するために、国土の保全とか経済基盤の強化といった観点から、公共施設に求められる機能と良好な景観の形成のための地域の要請との調和を図るというようなことをできるものですから、公共事業の実施を阻害するということではないと考えております。

○高木陽委員 時間も限られておりますので、最後の質問にしたいと思います。先ほどから何度も言っている良好な景観、これは価値観によって大分変わってくる。例えば、落ちついた色彩の町並みがいいという人もいれば、派手な町並みがいいという人もいるでしょうし、そこら辺のところは本当に主観の問題である。千差万別の景観の考え方だと思ふんですけれども、特に、どのような地域でどのような規制を行うかについては、景観計画区域における変更命令、景観地区における認定制度のような強力な手法を含めて、これは公共団体が判断していくということにされていきます。

したがって、公共団体が主体的な判断に基づいて良好な景観の形成に取り組むといっても、その判断過程において、住民の意思を幅広く反映して、景観法に基づいてその規制が地方公共団体の恣意に基づいたものとならないよう、また規制が乱用されることがないようにする必要があると思ふいます。

そこでお尋ねしますが、公共団体の恣意的な規制または規制の乱用を未然に防ぐ手だて、こういったものが講じられていくかどうか、御説明をお願いしたいと思います。

○竹蔵政府参考人 お答えいたします。

公共団体の恣意的な運用、こういうものを防ぐためにどのような仕組みが盛り込まれているかというところでございますが、例えば、景観計画を策定する際には、公聴会の開催等住民の意見を反映させる手続を義務づけております。

また、第三者機関の関与、こういうことも条例

によって付加するということで、恣意的な運用を防止する仕組みがございます。

また、景観計画の区域よりもより厳しい規制を行う景観地区については、都市計画としてのさまざまな手続があるということで、いろいろな形で恣意的な運用が抑制されるような形になっております。

このように、これらの手続を景観法上措置することによって、景観計画や景観地区による規制には、第三者によるチェックが可能な仕組みとなつていきますので、今御指摘の御懸念はないようにと考えているわけでございます。

なお、国土交通大臣は、市町村長が景観地区等において処分を怠っているというような場合で、国の利害に重大な関係がある建築物に関してということになりますと、市町村長に対して、必要な措置をとるべきことを指示するというような手だても講じられていくところでございます。

○高木(陽)委員 時間が参りましたけれども、今回の景観法の問題で、景観を整えていく、良好な景観をつくる、そのための法律ということで、これは光の部分。しかしながら、一方で、先ほどから申し上げた、逆に地域がそれによって経済が停滞をしたりとか、逆に私権が制限される、さらには、価値観がいろいろあるわけですから、そういった中でマイナスの部分、影の部分というのがあると思ふいます。

特に自治体、今竹蔵局長が答弁されましたけれども、事前に公聴会等々でしっかりと住民の意見も反映すると言いますが、これはこれでまた大変なのは、公聴会等でいろいろな意見が出ると思うんですね。これをまた一つにまとめるというのが大変。そこに参加をする人、もっと言いましたら、例えば十万人の都市がある、十種類の見解があるわけですから、そういった中で価値観をどうやって集約していくのかというの大きな課題であるだろう、そういうふうにも思ふいます。

ただし、冒頭に申し上げましたように、今回の景観法三法というこの法律案は、やはり画期的な、これからの日本の観光立国を含めて、さらに活性化をさせていくために重要な法案であるというところを申し上げまして、本日の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○赤羽委員長 穀田恵二君。

○穀田委員 法案に沿って質問します。

最初に、景観とは何かという定義がされていないように私は思うのです。そもそも景観とは何を指すか。そして、良好な景観とはいかなるものか。そして、良好と判断する基準は何か、判断する主体は何か。この基本的な、一番最初の取っかかりになるところについて、まずはっきりさせていたいただきたいと思ふいます。

○竹蔵政府参考人 良好な景観と申しますのは、それぞれの地域に固有の自然、歴史、文化等に基づき判断されるべきものであることから、景観法では、何が良好な景観であるかについて、地域の実情に最も精通した公共団体の判断にゆだねるということにしております。

そして、各地域において目指すべき景観のあり方を決める上で、地域住民の合意を図っていくということは非常に重要でございますから、基本理念におきまして「地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。」と規定した上で、景観計画や景観地区を決定するための手続として、公聴会の開催等の民意を反映する手続を経ることを義務づけております。

また、地域における良好な景観の形成について、より積極的かつ主体的に住民が参加する機会を確保するため、都市計画と同様に、景観計画にいても住民やNPO等からの提案制度も設けているというところでございまして、これらの制度が適切に活用されることによって、地域固有の特性に根差し、地域住民の合意に支えられた良好な景観がそれぞれの地域で形成されていく、このように考えているわけでございます。

○穀田委員 後半の方は形成される過程の話をし

ているんですね。ちょっと私、今の話を聞いてみると、一体景観とは何かということを聞いていますね。だから、形成される過程において住民の合意だとか、それは当たり前の話であって、後ろの方の話は少し違うんじゃないかと思ふんですね、私の基本的な質問で。

何で私、聞いているかというと、第二条の「基本理念」というのを見ますと、例えば三項に、今お話があったように、「良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものである」、こうした上で、「地域住民の意向を踏まえ」とあるわけですね。そして、合意だとか根差したとかということを一生涯懸命局長は言うてはるんだけれども、その後ろの方、今から質問する話を先に言われても、ちょっと違うんだけれども。

問題は、そこでやはり今合意ということをやわざわざ言つてはった意味が私はあると思ふんですが、地域住民というのは、意向を踏まえるというんじやなくて、一体だれがそれでは良好な景観と判断するのかという疑問が出てくるから言っているんですね。

それで、判断の基準については、今一番最初の方でお話があったように、こう言っていましたね、それぞれの地域の自然、景観、歴史、文化等の事情により、それは異なるのは当然だと思ふんです。問題は、良好な景観を判断する主体は、その地域で生活している住民であるべきではないか、ここを聞いているんです。それでいいんですね。

○竹蔵政府参考人 なぜ外国でこういう景観に対する法律が前からあるのに日本でできなかったかというの、まさに、良好な景観とはだれが判断するのかということで、国の法律で定められるかということについて非常に迷つてきたということだと思ふんです。ただ、そういう中で、景観というのは地域地域でつくられていくものだというところで、各地域で条例でやってきたわけですから、地域から声が高まって、国がバックアップしてほしいというところで初めてこの法律に踏み出したとい

うことでございます。

したがって、地域の良好な景観、定義がないじゃないかということでございますけれども、まさにそういうことは地域地域で、公共団体、市町村中心でございますが、そういうものと地域の住民の方々がいろいろ考えてつくっていくられるものだ、こういうプロセスが非常に重要だということでございます。

〇穀田委員 プロセスが重要なのは、それはわかり切ったことなんです。私は、そこで、この考え方の基本になっている法といいますか、それから計画というものの、御承知のとおり、美しい国づくり政策大綱、それから観光立国行動計画、都市再生ビジョン、こうなっているんですね。大体その三つが基本だと思えます。

そこで、今参考人からお話がいった、地域という問題、あるというふうに言われていますけれども、私は、この三つを読んでみて、二つ共通している特徴があると感じるんです。

一つは、歴史的な景観や自然環境が何ゆえに改変されてきたのか、私に言わせれば破壊されてきたのか、そういう分析が極めて不十分だ。何とかしなければならぬ、それはわかるんですよ。だけれども、なぜそうなったのかということが極めて不十分にしか私は思えない。

それから二つ目に、生活のにおいがいいということが私はあると思うんですね。つまり、景観というのは、何か建築物やその他という話じゃないんですよ。やはり、そこに住んでいる人があって景観があるんですね。私はそういう思想を持っています。だから、町並みや良好な自然だとか、農山漁村というけれども、そこ自身に本来生活がある。それがあって形成され、それが守られてきて、それが一体となって景観を形成しているという立場が大事だ、特に私はそう思っているんです。そこだけはちょっと指摘しておきたいと思うんです。

そこで、第八条四項で、「景観計画」に、全国総合開発計画、各圏整備計画等、国の計画との調和が保たれるものでなければならない、こう書かれていますので、その点についての説明を求めたいと思います。

和が保たれるものでなければならない、こう書かれていますので、その点についての説明を求めたいと思います。

〇竹蔵政府参考人 今御指摘の景観法第八条四項は、景観計画は、国土計画等との調和が保たれたものでなければならないとしておりますけれども、この規定は、景観計画を定めようとする際、法律に基づいて既に先行的にいろいろな広域的な計画が定められております。その場合に、国土計画とかいろいろな地方計画とか、内容は、どこまで即地的、具体的か、景観計画とどういう関係になるのかということ、いろいろな計画ごとに異なってくると思いますけれども、先行的に法律に基づいて定められた広域的な計画と景観の計画というものは調和しなくては行けないということが求められております。

特に、より具体的なケースで考えますと、公共施設の計画について、国民にとって必要な公共施設と景観との調和を図ることが必要なわけでございます。その公共施設に関する先行的な計画があるというときに、景観計画に景観重要公共施設として位置づけるといことで、景観上よりよいものにするなどの配慮、こういうことができるようにしている規定でございます。

〇穀田委員 私、この条項は少し、いろいろ問題があるんじゃないかと考えているんです。といたしますのは、今、参考人は調和と言いましたね。広域的な計画が先行しているものがあるから、それとの調和が必要だ、こう来ます。

そこで先ほどの私が言った反省がないということに出るわけなんです。つまり、今まで、国づくりの方針や計画が必ずしも自然環境や景観を守るようになっていない。この間、ずっと私もこの国土交通委員会で道路問題を議論してきました際に、私はそういう立場から物を言ってきたことは御承知だと思っております。

国づくりというマクロで考えた場合、私がこの間指摘してきたのは、五全総に言う二十一世紀の国土のグランドデザインなど、いわば高規格幹線

道路建設や大規模開発計画を中心にした国土計画が基本に据わっているのが今の現状と違うか、これでよいのかということが随分いろいろ問題になっていて、参考人の方々も含めて、そこまではいろいろあるけれどもという前提つきでいろいろ話をしてきたわけですよ、この間。

そうしますと、私は、調和というのではなくて、ある意味では、地域の景観計画と国の計画の双方が歩み寄り、調整するという考え方が筋ではないかと思うんですね。何か調和したら、要するに、何とかしてくれというんじゃないで、やはり、今の新しい考え方のもとで、前のそういう先行計画も含めて、それは、公共施設の計画についていろいろ議論するのは当たり前ですよ。そうじゃなくて、そのような計画全体についても、そういう調整という角度で物を見る必要があるんじゃないかということを書いてあるんです。それはいいがで

〇竹蔵政府参考人 公共施設の問題でございますが、公共施設、むだな公共事業をやらないということ、効率的、効果的な社会資本整備を進めるということを行っているわけでございますが、結局、そういう公共施設によつては、広域的な効果があるもの、市町村だけではなくて都道府県、地域全体に効果のあるものがございます。それは一つの公益でございます。また、景観ということ、身の回りの景観というのも一つの公益ということがありまして、これは両方の公益の調整の問題になると思います。

なお、一般論として申し上げますと、景観法という基本的な法律が制定されたわけでございますから、国土計画や地方計画等におきましても景観というのが従来以上に重要なものになって、いろいろな機会をとらえて、そういう観点からの見直しということも行われているものではないかと思

〇穀田委員 そういう方向、つまり、新しい考え方をとっているわけですから、そういう意味でいいますと、私がこだわっているのは、何も調整と

調和という言葉にこだわっているんじゃないで、今の景観というものを、新しい角度から物を見るという、新しい意味からの再検討というのは必ず必要になるよということを言っておきたいと思うんです。

もう一つだけ聞いておきたいと思うんです。住民の計画段階での参加の権利について聞きたいと思

景観計画策定の手続、第九条では、「あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」一、等最初に参考人から説明がありましたけれども、同条七項において、手続に関して、「条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。」とあるけれども、この条文は都市計画法の十六条並びに第十七条の二と同じ表現であって、どこに住民の計画参加の権利が明示されているのか、お示しいただきたい。

〇竹蔵政府参考人 住民参加の権利がどこにあるのかとおっしゃいますれば、それは、第九条のやはり一番最初のところに、「公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」と義務づけているわけでございますから、これはどの住民参加の権利の確保はないと思

それから、御指摘の、手続に関する事項について条例で必要な規定を定めるというのは、先ほど来から申し上げておりますように、いろいろな補完的な手続を地域地域の状況に応じて定めてい

〇穀田委員 そう言われるといたくなくなるんですよ。これほどのことはないと大見え切っている話じゃないと言っているんですよ、だったら、そういうふう

というの、九条の問題というのは、計画策定の段階を言っています、私はそこを問題にしているんですよ。大臣、そこだけちょっと、最後に聞いておいてほしいんですけれども、都市計画法のもとで、住民の計画参加の権利というのはな

なか現実は機能していないという経過があるんですよ。そこを私は今の実態問題から言っているんですよ。そうすると、同じ条文ではさして前進が見られないじゃないかと問題提起しているんですね。

それは、先日、圈央道の地裁判決がありました。内容は、道路計画そのものに違法性を指摘したものでして、国は、この間大臣とやりましたように、控訴して、それはやっていますよ。でも、意見の違いはあっても、お上がつくる計画に対して、住民の意見は一応聞くけれども、計画はそのまま実行する、こういう上意下達のあり方そのものが、自分が問われる時代になっているんじゃないか、そういう流れを踏まえる必要があるんじゃないか、私はそういう角度から物言っているんですよ。何も胸張ってこう言って、じゃ、こういう現在の都市計画法のもとで本当に意見を聞いてやってきたか。それじゃ、何も起こらなかったはずなんです。

そうじゃなくて、いろいろなこと、訴訟が起きたり、住民要求が起きたり、いろいろなことが起きているから、こういう問題について、景観法という新しい問題があったときには、計画策定の段階以前からそういうことをきちんと聞くという必要があるんじゃないか、そういう立場から物を言っているの、私は、一層住民参加を明確に認める内容にすべきじゃないかという点について、もし大臣の御意見があれば、お聞きしたいと思っています。

○石原国務大臣 法定主義でございまして、そういうふう書いてあることに對して、それで十分であるか十分であるかという議論に尽きるのではないかと思っております。

○穀田委員 終わります。

○赤羽委員長 午後二時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時四分休憩

午後二時三十分開議

○赤羽委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前引き続き、内閣提出、景観法案、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び都市緑地保全法等の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

本日は、各案審査のため、参考人として、東京大学大学院工学系研究科教授西村幸夫君、金沢市長山出保君及び平安女学院大学生活環境学部生活環境学科教授中林浩君、以上三名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人の皆様方に、本委員会を代表し、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

本日は、大変御多用のところ本委員会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。各案につきまして、短時間ではございますが、それぞれの立場から忌憚のない御意見を述べたいと思いますので、どうか最後までよろしく願います。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、西村参考人、山出参考人、中林参考人の順で、それぞれ十分程度御意見を述べさせていただきます、その後、委員からの質疑にお答えいただきます。

なお、念のため参考人の方々に申し上げますが、御発言の際にはその都度委員長の許可を得て御発言くださるようお願い申し上げます。また、参考人は委員に対し質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。

なお、参考人及び質疑者におかれましては、御発言の際は着席のままで結構でございます。

それでは、まず西村参考人をお願いいたします。

○西村参考人 西村でございます。

まず、基本的な考え方として、大きな地域整備の流れというのが量の充足から質の向上へと

非常に大きく変わってきていて、この景観法案はその非常に大きなメルクマールになるのではないかと思います。

また、それは一方、平等しかし画一的な整備のあり方から、地域ごとの多様性や個性を尊重し重視するという整備のあり方へと変わっているということも一つの基本的な考え方であると思います。そのことは、地方分権の中で、国による規制から、地方の主体性を尊重していくような制度のあり方が求められているということになると思います。

そしてまた、今回の景観法案では、景観重要建造物に指定されたものに関して相続税の適正評価などが検討されておられるわけなんですけれども、こういうことは、今までの、ストックの保持がなかなかそれに見合うインセンティブを持ち得なかった、結果的に貧しい景観をつくり出してしまったということに対して新たなインセンティブを与える方向として非常に重要ではないかと思えます。

また、最近、さまざまなところで景観裁判が行われているわけですが、その判例がいろいろ分かれていくわけですね。その分かれていく一つは、やはり景観に対して基本法制がないということとそれだけ世論が熟していないのではないかと、というふうに見える裁判官の方もいらつしやいます。非常に大きく裁判の結果が分かれている現実があると思います。これはどちら側にとっても不幸なことでありまして、一つ大きな流れをつくっていただいて、全体としてこうした景観裁判がもう少し集結するような方向を目指すということとは非常に重要なことではないかというふうに思っています。

今回の景観法案に関する特色を私なりにまとめますと、非常に大きいのは、地方公共団体の景観条例、これはもう五百を超えていると思うんですけど、非常に大きいのは、これに法的根拠を与えようという意味で、地方分権を後押しする形法律になっているということだと思います。

また、景観計画がすべての基本になっておりますので、ある意味、非常にしつかりとした景観計画を立てないといけないということが地方に求められるわけで、これは非常に大きな、計画立案能力や、そのための人的資源をふやしていくというようなことにつながっていくのではないかと思います。

また、景観地区という地区制度が提案されておりましたので、ここで形態意匠の規制というのが初めて導入されることになるわけですが、新しく、先ほど申し上げましたように、量の充足や画一的な規制ではなくて、質を高める、建物の形や色までコントロールしようというわけですから、そういうことができるようになるということは、非常に一歩進んだ方向だということに思います。

また、それに伴って、こうした質的なものをチェックするためには、数値基準があつて、それを満たせばいいということになかなかならないものであります。その判定の仕方が難しいわけですから、それに対処するために今回は認定制度という制度が提案されておりました。これは、今までの、とかく建築の確定制度によってを連動させなければすべてのコントロールがきかなかつた開発許可のシステムに、新しい、質の評価を与えるようなシステムを導入することになるという意味では非常に重要な一歩だということに思います。

また、景観重要建造物の指定制度が盛り込まれているわけですが、今までのこうした景観に重要な、もしくは文化財となる建物は、文化行政といえますか文化財行政の中で取り組まれてきていたわけですが、これを建設行政、都市計画行政の中で位置づけるといことはなかなか国レベルではなかつたですね。ですから、その意味でも非常に重要な一歩ではないかというふうに思っています。

また、既成市街地だけではなくて、景観農振のよう農地まで対象になるということで、広く農地や山のフリンジの部分まで土地利用のコントロールができるということは、今まで、都市計画

区域の中と外でさまざま所轄官庁が違ふというよう
なこともあつて、なかなかまい全体的な景観
や環境のコントロールができなかったものを一歩
前進させる仕組みというふうには評価できるんじや
ないかと思ひます。

ただ、景観法だけで、もしくはその関連法だけ
ですべての景観が今一挙によくなくなるわけではな
く、やはりこれはさまざま一連の施策の中の一
つとして考えらる必要があるのではないかと。そ
の意味でいうとやはり課題というものは残されて
おりまして、それもさまざま形で今後議論され
る必要があるのではないかと思ひます。

それは一つには、まず、認定制度と関連するわ
けですけれども、実際に裁量の幅のある質のコン
トロールというのを現在の行政の仕組みの中でう
まくできるかどうか、それだけの判断ができるマ
ンパワーや情報開示の仕組みがあるかどうか。そ
ういうことと一緒に考えないか、なかなか質のコン
トロールというのはうまくいかないのではない
かという問題があると思ひます。

それからもう一つは、そこに恐らくは、行政担
当者だけではなくて、市民やNPO団体などのさ
まざまな方が意思決定に参加したり、もしくは公
開された情報を利用する、そういう仕組みが必要
になつてくると思うんですね。ですから、その仕
組みをどういう形でうまくつくっていくか。これ
は各景観行政団体に課せられた課題だと思ひます
けれども、その展望がないとなかなかうまく機能
しないものかもしれない。ですから、その意味で
は、こうした展望が必要になつてくるのではない
かと思ひます。

また、市民やNPO団体がここで何らかの判断
を下そうとすると、ある開発行為が起きたとき
に、一体、景観がどういうふうになるのかとい
うことに関して、アセスメントのようなものがな
いと判断ができないわけですね。その意味では、
さまざま場合によつて一体どうなるのかという
議論ができる判断の材料を示すように、アセスメ
ントが何らかの形で必要になつてくるのではない

か。それをどういう形で入れていくかということ
が課題としてあるのではないかと思ひます。

また、今回の法案は、先ほども申し上げました
ように、地方自治体に法的根拠を与えるという後
押しするような法案だということですから、逆に
言うとう、熱心な自治体は大変頑張られるかもしれ
ないけれども、熱心じゃないところは何もしな
いけれども、熱心じゃないところは何もしない
でも済むかもしれない。そうすると、自治体間の
差がつかねないということがあるわけですね。そ
の問題をどうするか。その問題は、恐らく、法律
だけではなくて、さまざま事業制度も一緒に考
えていかないといいなかつた思ひます。それ
で、そういう議論が同時に必要になつてくるのでは
ないかと思ひます。

また、この法案は建設行為が行われたときに発
動されるわけですから、何も事が起こらないとな
かなか物が動かないわけですね。一部、農地の改
善に関しては景観農振の中でもう少し能動的なコ
ントロールが可能ですが、大半の場合はそう
ではない。都市計画のコントロールはすべてそ
ういう形になつていくわけですから、しかし
し、それで、今ある望ましくない景観をどう
やって変えていくかということに關して、どこま
でいけるかというなかなか難しい問題を抱えてい
ると思ひます。

その意味では、これは法案だけではなくのことも
しれませんが、さまざま事業制度と並行して、
そうした今の当たり前の風景、とりたてて非常に
いいというもののじゃなくところをよくしていくた
めの工夫というのと同時に必要になつてくるんでは
ないかというふうに思ひます。ですから、それ
は恐らくは、景観計画という、ここで掲げられて
いる計画をどうつくっていくかということにかか
わつてくるわけでありまして、そのことが非常に
重要な問題になつてくるんじゃないかというふう
に思ひます。

一番最後に、都市計画の制度の中には、規制を
緩和していくような仕組みの制度も並行してある
わけなんですけれども、こうした制度の場合は、

そうした制度が使われる段階でかなりの部分の建
物のボリュームやスカイラインが決まつてしま
うので、後で景観上いろいろ議論が出てきても、も
う既に都市計画の決定をした段階で大半のものは
決まつてしまつていくという問題があるわけ
です。

ですから、その意味でいうと、現行の都市計画
の制度とこの景観の仕組みとをどういうふう
に整合させるかということと議論しておかな
い、景観地区だけをうまくいくけれども、そ
うじゃないところは別の事業制度で、別の仕
組で別の容積の建物でできてしまつて、後から景観
議論しようとしても、そもそも容積が認められて
いるものを削ることができないという問題
が起きてくるんじゃないかと思ひます。

その意味でいうと、全体的な都市計画の仕組み
とどういうふうに絡めるのかという議論が必要で
しょうし、ここだけではなくて、大きく都市計画
の仕組みを、今後、景観の観点からどういうふう
に変えていくかという議論を並行して進めな
い、なかなか、全都市域また全都市の整備、景観上
の改善というふうには、少し、あと一歩議
論が必要かなという気がしております。

以上です。(拍手)

○赤羽委員長 ありがとうございます。

次に、山出参考人をお願いいたします。

○山出参考人 金沢市長でございます。
金沢市では、昭和四十三年以来、いろいろな条
例をつくりまして、苦勞しながら景観行政を進め
させていたございました。
このたび、国におきまして景観法が制定される
ことになりました。景観行政の推進の上で心強い
と思つております。私権を制限することができる公
共の福祉にかかわるものとして景観を位置づけ
たわけでありまして、ここに景観法の意義がある
というふうに思つております。

特に、金沢市の条例に基づく制度なるものは、
強制力のない届け出を出して勧告を主とした制度で
ございますが、景観法では、罰則の伴う変更命令

とかあるいは是正措置命令が可能になつてござ
いまして、景観行政を推進する上で大きな力になる
ものと評価したいと思つております。

そこで、景観行政の主体でございますが、良好
な景観は地域の自然と歴史にかかわるものでござ
いまして、地域の自然と歴史は一つとして同じも
のはございません。したがつて、景観施策の主体
は、地域、とりわけ市町村であるべきだとい
うことが私のかねてからの主張でございました。法案
では、景観行政団体といたしまして都道府県と市
町村を同列に扱つていくことを私は評価したい、
このように思つております。

そこで、歴史的な町並み保全と建築基準法との
関係でございますが、歴史的町並みの保全は大変
難しい課題でございます。近年、防火性能の各種
検証実験等によりまして歴史的町並み保全の条件
は少しずつ整いつつございますが、町家の二階部
分が道路斜線にかかるなど、建てかえて町並みを
永続させるためには、依然として厳しい規定がご
ざいます。

今回の建築基準法の改正では、景観地区におき
まして、交通上、安全上、防火上、衛生上支障が
ない特定行政庁が認めましたときには斜線制限
は適用されないということになつてございま
す。その判断基準として「敷地内に有効な空地が
確保されていること」、こういう文言が法案に含
まれております。

景観地区のような厳しい規制をかけるところ
は、地区の範囲を絞り込まざるを得ません。町家
が連綿した歴史的町並みの区域で有効な空地が確
保されているというのは、現実にはあり得ない厳
しい条件でございます。空地の確保を絶対条件に
いたしますと、この規定が適用できる地区は極め
て限定されるというふうな考へております。

法案の成立後に政令あるいは運用指針が作成さ
れることと思ひますが、地域、特に市町村の自主
性が最大限に尊重される、柔軟な運用が可能とな
るような政令、運用指針にしたいだけのように
要望しておきたいと思ひます。

次に、景観政策と景観法の今後のあり方についてでございますが、いい町並み景観の保全、形成のためには、建物単体の規制を個別に行うのではなくて、景観が持つ調和と統一を全体として保つ秩序の論理による必要があるというふうに思っています。

この法案では、都市計画法の地域地区として景観地区を位置づけて、各種の制限を都市計画として定めることとしてございますが、景観の統一的な秩序の論理をこのような体系で十分に生かせるのだろうか、今後の運用を注視したいし、本来の姿としては、景観法の中に景観の統一的な秩序の論理とそれを担保する手段を書き込んで、一貫した法律とすべきではなからうか、このように思っております。

特に、景観基準の重要な要素の一つでございます高さの制限についてでございますが、これにつきましては、景観法とは別の都市計画法や建築基準法など他の法律にゆだねておりまして、非常にわかりにくい規制形態をとっておるというふうに思っております。

各自自治体が国に先駆けて制定してまいりました景観条例に基づく景観行政を後押しするために、色彩とか意匠とか高さ等の規制を各自自治体の条例にゆだねる景観条例への授權規定、これを景観法に設けるということ、このこととともに、地方自治法十四条三項の範囲内で罰則を設けることによりまして、地域の実情に応じたまちづくりを実効性あるものにする事ができるように検討をいたしたい、このように考えています。

あわせて、建築基準法第六条の建築確認の対象となります建築確認関係規定の中に、景観法及びこれによる条例も読み込めるように法改正を求めまして、景観条例の実効性を担保していきたい。

ともあれ、以上のような法体系によりまして、地方の条例による自主的な取り組みとのつなぎがより直接的になるのではないかと考えております。今後の課題として提起しておきたいと思ひます。

次に、屋外広告物の規制でございますが、多年にわたって景観行政を行ってまいります中で、いろいろな難しさがあることもわかってまいりました。

例えば屋外広告物についてでございますが、まず、営業活動との兼ね合いがあります。景観について理解を示してくれる企業もございいますが、全国展開している大手企業は、概して、町の特性に対する理解が低うございます。企業の社会的責任として、景観に対する配慮を求めたいと思ひます。

一方、屋外広告物の企業にはアウトサイダー的な企業もございまして、行政の指導を聞いてもらえない状況もございまして。今回の屋外広告物の改正で屋外広告物に登録制が導入されるということ、屋外広告物規制の実効性が高まるというふうに期待はいたしております。

また、色彩は個人の価値判断に係るものでございます。本市では景観審議会を設置して審議してもらっておりますが、それだけで十分とは思っておりません。イルミネーションなど夜間景観の問題、沿道の看板整理の問題もございまして、国が、指針を示したりモデル事例の検討をするなど、景観行政を先導する取り組みをお願いしたい、このように思ひます。

そして、景観教育の重要性について申し上げます。

よい景観の保全、形成は個人の価値判断に係るものでございまして、究極的には、市民や企業の美意識、景観意識を高めることでしか、よい景観を創造することはできません。そんな意味で景観教育は重要でございまして、景観読本の一冊もつくるべきではなからうか、このように思ひます。国の啓発活動にも期待したいわけであります。

最後に、法案への評価と国の役割への期待を申し上げます。

国が、景観という国民の重要な財産の保全と形

成に一步を踏み出したことに敬意を表しますとともに、景観法案について強く支持したいと思ひます。今後、さらにこの景観法の仕組みが強化されることを期待しています。

法案成立後には、地方、特に市町村のこれまでの取り組みが最大限尊重される運用がなされるように政令や運用指針が作成されることを強く要望しておきたいと思ひます。

一方、国におかれましては、景観法をつくらせて、市町村に任せて終わりということでは美しい国土はできません。景観の重要性に対する国民の理解を得るために、不断に景観意識を高める啓発活動を行ってほしいし、市町村の先進的取り組みに對しまして、景観シミュレーションの技術提供等、技術的、財政的支援をよろしく願ひしたいと思ひます。

以上です。(拍手)

○赤羽委員長 ありがとうございます。

次に、中林参事人をお願いいたします。

○中林参事人 中林でございます。

私は、景観という問題は非常に多岐にわたる問題を抱えているので、いろいろ申し上げることもあるかと思ひますが、現在、景観の荒廃ということが問題になっているときに、やはり、高層建築の林立という問題と自動車交通の蔓延、こういうものが、今までで上がった景観の中に入り込んできた、このことが非常に大きな景観の混乱をもたらしたんだということを最初に申し上げておきたいというふうに思ひます。そしてまた、このことは、建築の規制や自動車の規制を怠ってきた国土計画とか都市計画の責任も大きいというふうに存じます。

このたび出されました美しい国づくり政策大綱、これの景観に対する認識というのは非常に高邁なもので、それに基づきまして今回の景観法というものが成立しようとしていることは非常に歓迎すべきことで、以下、五点について指摘をしておきたいというふうに思ひます。

法案に対しては賛成でございますので、主に運

用にかかわることになるかとは思ひますが、まず一点目は、非常に大きな話でございますけれども、今まで人々が親しんできた景観というのが一挙に変わったり、それから、生まれてきてずっと見てきた景観というのが一挙に変わってしまう、こういうことは非常に不幸なことであり、社会的にも損失だというふうに思ひます。また、これは人権にかかわる問題でもあると思ひます。

ですから、私は、すぐれた景観を享受する権利、景観権というものが必要だと思ひますけれども、一挙にこれができないことも事実でありまして、こういう景観権というもの確立していく第一歩となる立法であることを期待したいというふうに思ひます。

それから、昨今の景観をめぐる問題で非常に特徴的なのは、ひところは、景観をとるのか経済をとるのかというような問題の立てられ方もしましたけれども、現在では、景観を守らなければ経済も守れない、地域社会も守れない、そういう議論が随分起こってきて、この立法の中にあります目的や基本理念でもこうした思想があるというふうに考えております。

第二点目は、私が景観法というものを考えるときに、住民が景観を守ろうといういろいろな運動、まちづくり運動をしているわけですが、その中で直面している問題に、景観の評価というのは個人によつて違うので、あなたの方の反対するのはおかしいというような議論とか、あるいは、建築基準法や都市計画法を守っているのだからこれはとめることはできないんだ、こういう議論が随分あって、どう見ても景観破壊だと思われるようなことがなかなかストップできなかった、こういうようなことがあると思ひます。これをどう助けていくのかということが立法の基本にあるべきだというふうに思ひますし、運用もそういう方方が重要なのではないと思ひます。

そして、具体的な内容にかかわって、第三点ですが、既に非常に重要だとされているような景観が、随分、この間侵害されてきました。例を挙げ

そしてまた、普通の景観は当然のことながら、既に非常に荒れてしまった景観というものもある

ありません。ほかの政策も重要なのでありますけれども、そうした点で、景観行政団体となる市町

その中で、どうしてこういうマンションが建つちやうんだらうかということになると、やはり固定資産税が高いのと、特に市街地にある場合は莫大な相続税を払わなくちゃならないので、相続が発生する前に古い建物を壊して、マンションをつくって相続対策にやっているというふうなことも

今先生、相続税のことでお触れでございますが、相続後に従前の建物あるいは景観が存続するということとを前提にするならば、私も、相続税を減免しておあげする措置は大事なんではなからうかな、こんなことを実は思っているわけであります。

固定資産税、都市計画税は非課税あるいは減免にしておるわけですが、区域の外の建物というものもあるわけでございまして、区域の指定

のあるなしにかかわらず、私はやはり住んでほしいわけでありませう。そこに住んでもらうときにはどうすればいいのかわからないのはやはり課題でございまして、この場合にも、固定資産税あるいは都市計画税の軽減というのは検討課題になるだろうというふうに思っています。そして、もしそういうことがなされるといたしますれば、その税収の減収補てんは交付税等をお願いをしたい、こう思っておりますのでございませう。

同時にもう一つ、指定した区域の中であろうと外であろうと、中の改造は生活様式に合わせていかなきゃなりません。どういう様式の変え方がいいのか、こういうことについて、実は十四年度に住宅局において研究をしてくださったわけでありまして、まだ突っ込み方が足りないのではなからうかという思いがあります。そんなことも引き続きお願いをしたい、こう思っている次第であります。

○櫻田委員 地区を限定するときに、やはり現在よりも地区の範囲を広げる必要性というものを感じていらつしやいませんか。

○山出参考人 その必要性のあるところもあります。要請が出てくるところもあります。それはこたえたいというふうには思っています、指定をすることで資産価値が下がるとか、そういうこともございますので、やはり住んでいる人のコンセンサスを得ることに努力しなければなりません。

○櫻田委員 地区指定のときに、我々は、京都、金沢はいい町並みだなと快適感を感じて帰ってくるわけですが、実際住んでいる人は、余り景観の規制を強めてもらっては困る、こういう現地の住む人たちの意見というのはどの程度存在するか、お伺いしたいんです。

○山出参考人 そういう意見はないわけではありませう。しかし、これは地域の皆さんとの話し合いでございまして、やはり古いものを残していくというのは、国の財産であって、市の財産であって、単なる個人の財産ではないんだ、こういうことについてぜひ理解をしてほしい。私自身は、京

都とか金沢という町は日本の国土の中で歴史に責任を持つべき町なんだよ、ぜひそのように協力してほしい、こういう言い方はしつこくするわけではございませう、その過程では、またいろいろなことをしておあげなければなりません。私の町は雪が降りますので融雪の装置をしておあげるとか、いろいろな地域とのきめ細かい仕事を、そして、残す方向に努力する、こういうことであります。

○櫻田委員 次に、私がよく海外へ出ていきますと、欧米の方は看板というものが余り見当たらないんですね。イギリスなんか行きますと看板というのはほとんどない。しかしながら、日本も含めてアジアに行くとき非常に看板が林立している。町並みが随分、ちよつと余り上品な町並みとは言えないんじゃないか、こう感じるところがあるんですけれども、私自身も、自分の住むところで国道十六号線なんか、非常にけばけしい看板が非常に林立しているんです。

今回の景観緑三法は、こうした看板の規制については私は一歩前進であると評価しているんですが、今後のまちづくりという観点から、看板の規制についてはどのような対策があるか。これは西村先生にちよつとお伺いしたいんです。

○西村参考人 欧米は看板がなくてきれいな景観があるわけですが、やはり一九六〇年代ぐらいまでは看板がなくて、やがて一九六〇年代からあつたわけではなくて、やはり一九六〇年代からあつたかなり看板があつたわけなんです。それを、さまざまな規制を強化していく中で今のような景観を取り戻していったわけなので、何もアジアでそれができないというのではなくて、いかにルールをつくっていくかだというふうに思います。

そのために、今の屋外広告物法を見ますと、幾つかやはり改善点があるんじゃないかと思ひます。それは提案されていることでもあるわけなんですけれども、一つは、今の屋外広告物法は、基本的に都道府県が、これには中核市や政令市も入りますけれども、条例をつくって規制するということになっていまして、基本的に規制の主体が都

道府県なんです。しかし、こういうものは、どう考えましても、きめ細かくそれぞれの基礎自治体が行うべきではないかと、なかなか違反看板を取り締まったりすることはできないわけでありまして、その意味で、こうした看板の規制の行政を基礎自治体がきちんとやるようにするというのが非常に重要なことではないかと思ひます。

それからもう一つは、やはり実際に規制をやるからには、違法な看板が放置されたものでは看板の機能をなしてしまひますので、何とかそれをちゃんと撤去しないと意味がないわけですから、なかなか今の違法看板が撤去できない仕組みになつていくわけですね、財産権の問題がありまして、ですから、何らかの形で速やかに撤去して、違法な状況を改善する仕組みを広範につくつていかないとはいけません。

また、看板として、屋外広告物として取り締まれるものの表面積の規制が日本は非常に緩い、そしてまた、現在でも都道府県によってかなり状況が違つていくわけなんです。ですから、これを地域の実態に合わせて強化していく必要があるだろう。そのためには、地域でどれぐらいの看板が出ていて、どれぐらい規制を強化するとどれぐらいのものが違法になるのかということとをきちんと調べないといけません。その意味でも、やはり基礎自治体できちんと責任を持って計画を立てて実施していくという仕組みを整えることが非常に重要じゃないかというふうに思ひます。

○櫻田委員 そこでもう一つは、西村先生、その看板のことでお伺いしたいんですけれども、欧米では余り看板が大きいのがほとんどなくとも結構商売として成り立つというところがありますが、もし規制を強化して、日本やアジアも同一のルールのもとで欧米並みに看板を規制したら、やはりそこにはショッピングセンターとかいろいろ、集客能力といひますか、看板の設置を余りやらなくなつた場合、営業活動に対する効果というものの対する研究が何かなされていふようなことがあつたら教えていただきたいんです。

○西村参考人 看板といつても幾つか種類があるわけなんです。一つは商品を宣伝している看板、それと、その仕事、業態を宣伝している看板、これは別の形態なわけですね。

ですから、商品の看板はどこにあつても商品の看板ですけれども、自分の仕事を宣伝している看板は、やはり営業の権利がありますからそれは認めるということで、英語で言うところのビルボードとサインと違つたわけですが、商品の宣伝をしていふビルボードと仕事の業態を宣伝していふサインといふのを、ルールを変えて規制していくというふうな仕組みが必要だと思ひます。

それからもう一つは、現場で、仕事をしているその場でサインを出すのはいいでしょうけれども、そこに行くまでのサインと現場でのサインとはやはり性格を異にして規制していくという考え方も一つはあるんじゃないかと思ひます。

フランスの場合は誘導広告といひまして、エンシーネと言つたわけですが、その現場に行くまでのサインは、あるルールのもとで認められていふんですけれども、それ以外認められないというので、看板を幾つかルール化して、また分けて、そして、規制を強化する部分と営業活動の自由を認める部分とに分けていく必要があるんじゃないか、そういうふうには思ひます。

○櫻田委員 それから、私の地元では、非常に大規模な、つくばエクスプレスのもとで区画整理が予定されているんですけれども、新しい町の中ではぜひ電柱のないまちづくりが非常に望ましいなというふうには思ひます。

景観のガンといひますか、景観というものを考えたとき、町並みに電柱がありまして、欧米人なんかから、五線譜が日本人は非常に好きなんです、こういう皮肉っぽい言われ方をしたり、電柱の問題といふのはかなり、日本の電柱がないようにすることにいふのは大分町並みとして進めてはいると思ひますけれども、なかなか抜本的改善といふものはないんです。

西村先生の問題意識として、この電柱の地中化というものについて、どういうふうに行うつもりかという一番いい方法ができるのではないかと、どうも思っています。ちよっとお伺いしたいと思うんです。

○西村参考人 現在も無電柱化はそれなりに予算をつけて、そして予算も年度ごとにあててきていて、という事実はあると思うんですね。ただ、現実的に見てなかなか実感が少ないです。

一つには、やはり今の無電柱化は、電力需要が大きくて、かつ安定していて、歩道がちゃんとあって、配電盤が置けるという、ある幾つかの条件を満たしているところから優先的にやられておりますから、どちらかというと大都市の幹線道路が中心になるわけですね。

ところが、景観的に非常に重要なところは必ずしもそういうところだけではなくて、やはり観光地ですとか金沢の歴史的な市街地ですとか、歴史的な町並みが残っているようなところというのは非常に重要だと思ふんですね。必ずしもそういうところでの無電柱化というのは優先順位はそう高くなかったと思うんですね。ですから、優先順位のつけ方をもう少し考える必要があるんじゃないか。

また、それはある意味で、今度の景観法に規定されている景観計画の中で無電柱化をどういうふうに進めていくのかというのをちゃんと市民も交えて議論して、そして優先順位がみんながわかる形で明らかになるとなれば、市民も、今のところ電柱はあるけれども、数年後にはこういう順番でなくなっていくんだということがイメージできれば、また世論も変わってくると思うんですね。今のところ、そういう情報というのは市民にはほとんど知られておりませんので、なかなか理解が進まない。

ですから、そういう意味では、計画を立てて、そして、大きな幹線道路だけではなくて、戦略的に非常に重要な風景のところの無電柱化を進めていく、つくるということが必要になってくるん

じゃないかと思ひます。

○櫻田委員 次に、町並みの景観だけではなくて、住宅の景観というのについても非常に必要なんではないかなというふうにも思っています。それ、それ、ヨーロッパなんかへ行くとき、日本では一軒一軒が非常にすばらしい家なんですけれども、なかなか、地域の町並みということになると、欧米、ヨーロッパから比べるとやはり落ちるのではないだろうかというふうにも思っています。

それも、屋根の色の問題とか建物の雰囲気ですとか高さの制限とか個人の財産に及ぶもの、あるいは、先ほども参考人のお話がありましたように、好みは人によって違うんだという話が出ますと、規制することがかなり難しい部分があると思います。西村先生の方で妙案がありましたらちよっとお聞かせ願えればありがたいです。

○西村参考人 やはり次第に、ルールを決めて、いい景色をつくっていくことが地域の評価の高まりにつながるんだという世論も、少しずつではあるけれども醸成されてきているんじゃないかと思うんですね。

今までは、個々の建物がそれぞれ他人と違うものををつくって自分の独自性を見せようとしていたわけですが、それをやるよりも、地域としての独自性を地域間で競争していく。そのためには、一つの地域として特色のある風景をつくっていく方がいいのではないかと、これは次第に広まりつつあるんじゃないか。

また、先ほど景観教育という問題がありましたけれども、世論としても高く盛り上げていくような仕組みをつくっていく。それがまた資産価値にもつながっていくような教育もしていく必要があるんじゃないかというふうにも思っています。

○櫻田委員 ありがとうございます。終わります。

○赤羽委員長 松野博一君。

○松野(博)委員 自由民主党の松野博一でございます。

参考人の皆さん、御苦労までございます。早速、景観三法に対する質問をさせていただきます。今までの参考人の皆さんの話や、午前中から含めての審議の中で、景観というものは大事だ、今の時期、景観法というものを立法するのは非常に重要だということからは、全員の方が合意をしていく状況であります。その中において、景観とは何ぞやという議論が繰り返されてまいりまして、これがなかなか統一的な見解が難しいということがあるかと思ひます。

景観とは何ぞやという議論の難しさというのは、地域による多様性もありますし、また一方で、同じ地域でも時代の変遷で価値観、美意識が変わってくるということもあるんだというふうにも思ひます。

例えば東京の下町の風景というのは、昭和四十年代から五十年代前半ぐらいまでは、ローマとかパリとかロンドンとかの諸外国と比べると、非常に密集をしていて自然としていてというふうなネガティブな評価であったわけでありましたけれども、防火、防災の問題等を考えるとやはり問題点は抱えていると私も思ひます。しかし、風情という点、景観という点からいうと、今、下町再発見なんという特集をどの雑誌でもやっていまして、下町散策ツアーなんというのもあるほど、木造で密集したあの町並みに対する景観としての評価も上がってきている。こういうことを考えても、非常に定義が難しいなというふうにも思ひます。

その中で、今回の三法が対象としているのは、主にいわゆる景観と言われている中の大きく二つを対象としているんだというふうにも思ひます。本日、山出市長、お出ましでありますけれども、例えば金沢市でありますとか京都、奈良でありますとか、町並みの保全に関して、歴史的な、文化的な、そういった合意がもう既に市民の中にあって、なおかつ、どの地域をどういったコンセ

プトで保全するかなということが合意をされやすい地域というのが一つあるというふうにも思ひます。こういったものは観光資源にもなっているんです。ある程度法律によって規制を加えることも、これは市民の理解が得られやすいんだというふうにも思ひます。

もう一つは、先ほど西村先生の方から普通の景観というお話がありましたけれども、まさに日常生活の中でのアメニティーを維持向上させていくという観点において、町並み、まちづくり、看板等どう維持していくかという意味での景観というものがあろうというふうにも思ひます。

そこで、三人の方に質問させていただきます。今、ここで言う景観地区の歴史的、文化的な背景に裏づけられた地域であれば規制に対する住民のコンセンサスは得やすいわけでありまして、私もいわゆるニュータウンという住宅地に住んでいますが、景観を指すかという点に関しては、イメージを統一することもなかなか難しいと思ひますし、今までの議論にありましたとおり、それぞれの住民の皆さんが思い描くこともさまざまになると思ひます。

三人の参考人の皆さんからそれぞれに、この法案はやはり住民参加というのが大事なんだ、住民参加の過程の中で決めていくべきだというお話がありました。そこで、具体的なお話をお伺いしたいと思ひますけれども、この三月まで私は町内会の役員をやっております。町内会の議論で、ごみステーションの場所とかごみステーションの大きさを一つ決めるのに、けんけんがくぐる、国会に匹敵するような大議論をやっているわけでありまして、まして、個人の美的感覚を含めた問題、また、ある種私権の制限まで及ぶような町並みの景観のイメージを住民合意の中で、住民参加のシステムの中で決めていくというのは大変だという思いがあるわけでありまして、住民参加を通して具体的な合意形成をするシステムに関し

てどういったイメージをお持ちなのか。そのことを三人の皆さんそれぞれにお伺いさせていただきたいと思ひます。

○西村参考人 都市計画では都市計画マスタープランというのがつくられているわけですが、それと、その中で同じような実験がさまざまな都市でやられてきていると思うんです。

一つは、自分たちの町が、どんな特色があった、何が誇れるのかというのを見つけていくというふうなワークショップですとか町歩きですとか、いろいろな形での見学会をやるというふうなことを各地でやられてきていて、ふだんは当たり前と思つてゐるようなことでも、例えば地形的な特色ですとか眺望、日本の場合には関東平野を除けばどこから山が見えるわけなので、特徴があるような山の眺望ですとか、非常に重要なお寺や神社の緑ですとか、鎮守の森ですとか、非常に特色のある街路とか、古い建物が何軒か残つてゐるとか、何か自分たちの町にある非常におもしろいものを見つけていく、そういうことの中で自分たちの町に対する愛着が深まってくる。それは非常に立派なものだけではなくて、自分たちが子供のころ遊んだような小さな、思い出のあるようなちよつとした広場が残つてゐるとかいうようなこともあるわけですね。

ですから、いづれにしても、自分たちの町をもう一回きちんと見直していつて、よさを再発見していつて、そこから何を自分たちの町は誇つていくのかというのを見つけていくという作業が必要なんだと思ひます。今までの都市計画は、ないものを、これも欲しい、あれも欲しいというふうに行政にねだることが多かったわけですが、それと、そうではなくて、今あるものの中で何が生かせるのか、町自慢は何なのかというのを考えていく。

発想の転換で、そういう作業が、例えば景観計画というのを立てることが前提になつてゐるわけですが、その景観計画を立てる中で全国でこういう活動が行われていくと、随分意識が変

わつてくるんじゃないかと思うんですね。

そういうことが非常に重要で、だとすると、こういうことはどんな小さな町でも、特色がないと思はれてゐるところでも、子供のころの思い出はあるわけですし、子供の遊び場はあるわけですから、何か出てくるんじゃないか。私自身も各地でやつてみて、どんなに歴史の浅い、北海道の本当に真つすぐな道しかないようなところでも、発見するものはたくさんあるんですね。ですから、そういうことが非常に重要じゃないかと思ひます。

○山出参考人 金沢で市長として大変いつも苦しむのは、静ひつを旨とする住宅地に、ある日突如として高級マンションの計画が出てくる。開発業者は建てさせてくれと言ひますし、住む人は高い建物を認めるな、こういうことを言ひまして、そのはざまに立つて苦しむというのが日常であります。

私は、その際に地域の皆さんに申し上げることは、マンション計画が出てきてから皆さん方が僕を責めてくれるのは困るので、もつとその前から、自分たちの住む区域はこういうまちづくりをしようよと約束事を交わしてくだらぬですか、こういう投げ方をいたすわけでありませう。

自分たちの住んでおられる建物の高さはこうしようよ、自販機は置かないことにしようよ、生け垣をしようよ、こういう約束事を早くから交わしたらどうか、こういうことを呼びかけまして、これを私も、条例によるまちづくり協定というわけでありませう。市民参画によるまちづくり条例という条例を既につくりまして、その条例に基づいて自分たちの地域の計画をつくりなさい、その計画をつくつて、みんなで約束事を交わしなさい、判こを押さうわけでありませう。そして、その判こを私のところへ持つてきて、市役所とまた判こを押さう、こういうことを言ひまして、この地区協約を結んだのは十二地区あります。そのほかに、都市計画法の裏づけのある地区指定、地区契約というのは三十四ございませう。

私は、これが本当は都市計画の原点ではなからうかなという思ひがあります。国や県や市の役人が地図を開いて、そして一方的に線を引いて、これが都市計画街路だというのが都市計画ではなくして、住む人がみずから自分の町のありようを考える、それが都市計画の原点ではなからうか、こんなふうな思ひをしまして、そういうことを今働かしてゐるわけでありませう。

例えば沿道景観をどうするかということにつきましても、土地の所有者でありますとか、そうした利害関係者がみんないふに約束を交わし、それからスタートさせたい、こんなふうな思ひをおるわけでありませう。現にそういう取り組みを苦しみながら始めている、こう申し上げておきませう。

○中林参考人 今二人のおっしゃつたことは非常にもつともなことだと思ひます。同じことを考えておりましたが、まず、最初に西村先生がおつちやつたような、地域のまちづくりにかかわつてワークショップをするとかワークショップをするとか、こういう試みというのは、私も何度かそういうものに参加して思ひますことは、やはり、住民が地域のことを考えるというふうなことにいつては、なれてゐない方もいらつちやいますし、それから、問題が起つたようなときは、先ほどのごみステーションの問題もありませうに、非常に意見がまとまらないんじゃないかというふうな状況も生まれたりもします。しかし、集団の中に議論を重ねて、そして、前もつてだれかが結論を用意してゐるというふうなことがなければ、地域の人というのは、ある種の知恵を見出すものだというふうな考へておきませう。

その際に重要なのは、やはり情報がオープンにされてゐること、分け隔てなくいろいろな考へを持つた住民が集められて、フランクな議論ができる場をどう設定するかということだと思ひます。それから、具体的には地域の住民がどのような

ことをまちづくり、景観に対してしているかという点では、金沢の例もありましたけれども、京都でも、まちづくり憲章と呼ばれるようなものが町内あるいは町内を幾つか束ねたぐらいの広さの中でできて、都市計画法の地区計画などを定めたりする例もありませう。そうしたときには、やはり、その地域に即したいろいろな形態の基準などもそこで出てくるというふうなことがありませう。

○松野参考人 本当に難しいなと思ひます。私の住んでゐる団地でも、家並みを見ても、和風の家が、地中海風の家が建つていたり、北欧風の家が建つたり、ばらばらなんですね、現在。それだけの美意識に基づいて家を建ててゐるわけですから、そういう一つ一つを考へても、なかなか住民の合意をつくつていくというシステムを確立していくことは大変だということに思ひます。

今回の景観法の中の新しい点として、建築物や工作物の形態とか色を制限できる、具体的な制限ができるということが重要な点だと思ひます。ただ、どういふふうなレベルで制限をするかというのは、個々の市町村による条例によつて具体的に規定をされていくわけでありませう。一口にデザインとか色彩を制限するといつても、この制限の仕方をどう条例に書き込んでいくのかというのは非常に難しいなというふうな思ひます。

例えば、では、この地区においては赤と黄色は使つちやだめだということになつても、果たして赤と黄色とは何ぞやという議論がどう条例の文言の中で規定されるのか。黄色の明度というのか彩度というのかかわりませうが、それが何%以下までの黄色しか使つちやいけないとか、そういうような表現の仕方になるのかなというふうな思ひます。

しかし、あくまでこれは条例でありませうから、だれが見てもわかりやすく、守れるという表現で書き込まれていかなければいけないわけでありませうけれども、このデザインや色彩等に関する規

制、また、景観に関する全体規制を条例の中にどういったような表現のスタイルで落とし込んでいくのか。そのことに関して三人の皆さんから御意見をいただきたいと思っています。

○西村参考人 一つは、おっしゃいましたように、具体的な数値を挙げるということも可能ではないかと思うんです。そういうことをやっているところもあると思うんですね。もう一つは、具体的に目安としたものを挙げて、それ以外に、やはり、周辺とどういうふうに関係するか、調和するようなものというふうな書き込んで、そして、それは実際に調和しているかどうかというのを個別で議論していくというのが一般的な今の条例のスタイルじゃないかと思うんです。

ですから、そこに若干の裁量の幅がある。その裁量をどうするかというところは非常に重要なんですけれども、一つ考えないといけないのは、出てきた開発案件を地域の関係者がちゃんと見て、これはいいじゃないかと、やはりこれは調和しているとは思えないというのを、例えばそれぞれ団体、地域のいろいろな団体などが意見が言えるような仕組みが必要なんじゃないか。そうしないと、そこを判断するのが行政の一担当者で、それも個別の情報ですから、これは個人情報なので外に出さないということになると、全くのブラックボックスで議論しなくては行けないことになるわけですね。そうすると、窓口の担当者に非常に圧力がかかるし、その窓口の担当者は必ずしも専門家でないわけですね。

ですから、その意味では、さまざまな意見が言える場ができて、透明な仕組みができて、そうすると、非常にセンシティブなところではたまたま意見が出るでしょうし、そうでもないところはその意見も出ないと思うんですね。そうすると、やはり市民の意識、そして意見の多さ、重さ、ある種、裁量があるバランスで決めていくことにつながっていくんじゃないかと思うんです。ですから、その透明な意思決定の仕組みがどういうふうにあるかというところが非常に重要なかぎを

握っているんじゃないかというふうに私は思います。

○山出参考人 私の方は、きょうまで景観条例をつくりまして、条例に基づきまして基本計画をつくって、その基本計画では区域指定をいたしまして、そして、区域ごとの景観形成のための誘導基準というものを設定しておるわけです。景観形成基準と申し上げたいと思いますが、後ほど先生にお上げしますが、かなり精緻なものにしてあります。

この基準は公開をされていますし、建築士さんもみんな御存じであります。ですから、具体的な建物等をつくり出す場合に、意匠とか色彩等については、建築士さんがこの基準をみんな見て、そして、いろいろな判断をするわけでありまして、建築士さんが、基準によらない、少し意見が違うというふうなときには、実は景観審議会というのがございまして、審議会の中にまた専門部会があつて、そこで議論をしていただくということでありまして、意匠等については色見本を出してもらうというふうなこともいたしたりしまして、そして議論を落ちつかせていくということをしておるわけでありまして。

確かに難しい点はあるわけですが、例えて言いますと、金沢城址とか兼六園の近くでは、高さは決めます。そして色彩は、「周辺の自然に融和する色彩とする。」という表現です。それから広告物については、「周辺の街並みとの調和を図る。」という抽象的な表現ではあるわけですが、色見本を出してもらったとかというようにして、そして具体的にケースに応じて議論する、こういうことをいたしております。

金沢という町は斜面の多い町でありまして、台地が三つあるものから、その斜面の区域内で建物の色なんかの議論が出ますと、マンセル値という色彩の尺度があるようであります。このマンセル値を使って議論するというようなこともありまして、精緻な議論もいたすわけでありまして。私は、景観というのは、いいものを見せる、そ

していろいろな体験を積み重ねていく、その中から意識というものが高まっていくんだろうというふうな思っています。何よりも経験を積みむこと、そして人々にいい事例を見せること、こう思っています。

○中林参考人 私も、そういう景観の規定について、いろいろ既に景観条例などでできていますように、今の色彩の彩度、鮮やかさを、黄色であればこれだけの範囲にするとか、だいたいであればこれだけの範囲にするとか、そういうことはあり得ることだというふうに思います。明らかに彩度が極端に高い建物がひどいというのはほとんどの方が合意できるようなことがありますので、数的に表現したりするということはある程度は好ましいことだと思えます。

その中でも、先ほど言いましたように、建物の高さというような基準についてはこれは特別に重要だというのは、やはり周りの建物や遠くからの景観に影響を与えます。ですから、こういうことについてはやはり数的な基準というのは決めていく必要があるだろうと思います。

それから、地域によっていろいろあるわけですが、けれども、その町のあり方については、やはり定性的な、質を表現したような基準を設けて、これがどういふものなのかというのを住民の間で合意を得ていくというようにも要ると思います。先ほど出ましたような下町再発見なんというものが起こってきたら、下町景観なんというのはどういふ言葉で表現して、私たちがいいものとして残していけるのかというようにも議論すること重要だと思えます。

それから、これは市長も言われましたように、それを審議会というように専門的な意見の人の議論をするということも有効ではあります。これがやはりオープンな形で、みんなの中にこの議論が伝わるような形で行われるというのが景観の場合には非常に重要なことではないかというふうに思います。

○松野(博)委員 どうもありがとうございます。以上で質問を終わります。

○赤羽委員長 伴野豊君。

○伴野委員 民主党の伴野豊でございます。本日は、参考人の三人の先生方ということで、東京大学の西村先生、金沢市長の山出先生、平安女学院大学の中西先生、大変お忙しい中にお越しいただきましたこと、会派を代表いたしまして、まずもって御礼を申し上げます。ありがとうございます。

その上で、いろいろ質問を時間の許す限りさせていただきます。

まず、私ごとで恐縮でございますけれども、私が景観という言葉に触れたのは、かれこれ二十数年前といえます。学生時代に少し景観工学をかじったということから始まったわけでございます。その当時といえますと、大変その当時の先生に失礼なんです、本場に駆け出しの、多分西村先生はよく御存じかもしれませんが、パソコンもそれほど発達しておりませんで、我々学生がもった最初の課題というのは、緑のあふれる山に橋をかけよう、そのときにどんな問題が発生するかということがたまたまテーマだったと先ほども考えていたんです。

そのときにいろいろな学生の意見がありまして、まず、景観とは何ぞやというところから始めて、そういう哲学的な質問もしたんですけれども、もう少しわかりやすく言えば、だれの目から見た景観にすべきなのか。下から見上げた景観なのか、車で運転して橋を渡る人の景観なのか、あるいはもっと、鳥の高さではありませんが、飛行機から見た上の方からの、山の上から見たときの景観なのか、それはどうなのか。

今度は、橋をかけたことによって光の角度も変わってくるでしょう、そうしたときに何をもちって評価していくんだというふうなこと。

今度、では、その橋の色をどうするんだ。緑の山に対して赤という補色がいいんだという御意見の人がいれば、いやいや、それはもっと沈んだ緑

ジが持てる。となると、それは自分たちがつくった計画だと思えると思うんですね。そこがやはりかなり大きく意識を変えていく出発点になるんじゃないかというふうに思います。

○山出参考人 先ほども申し上げたんですが、私は、景観というものは自然と歴史に深くかかわる、こう思います。自然は一つとして同じ土地柄はありませぬし、歴史を同じくする土地柄は一つとしてありません。そういったと、景観行政の主体というのはあくまでも地域だ、とりわけ市町村だ、こういう思いがありまして、今度、景観行政団体の中に市町村というものの立場を強く打ち出してくださった、県と同じ扱いにしていた、この点を評価したい、私はこのように思っています。

そして、景観協定という概念が出てまいりました。みんなで協定をするんだ。ここがまた大切なところであらうと思っております。住む人の意思が景観協定に反映するという点においてもよかった、私はこのように評価をいたします。

ただ、先ほども申し上げたわけですが、例えば景観という概念は、多様なものを統一する概念というのには、恐らく景観というものの中に大切な要素として存在する、それを先ほどは整序の論理、私はこういうことを言わせていただいたわけでありませぬ。秩序と整うということでありまして、例えば高きなんかも、整っているというのが視覚に訴えて安らぐわけでありまして、美しいわけでありまして、整序の論理というのは極めて大事だというふうにも思っております。

ところが、景観条例なるものは地区ごとに高きなんかを決めておるわけですが、今の扱いですと、高さについてはむしろ建築基準法とか都市計画法という方向に行くわけでございます。私が言いたいのは、景観条例で高さ制限というものをしているなら、即それを景観法が認めてほしい、景観法が条例に授權をしてほしい、そうしたら、自治体、市町村は大変やりやすい、こういうことを言いたいわけでありまして、ここは、今すぐと言

わなくても、これからの検討課題としてお願いしたい、こういうことなんでしょう。

○中林参考人 住民にとって使いやすい法律になることが重要だという御質問ですが、二、三の点だけ申し上げたいと思います。

一つは、第十一條に「住民等による提案」というのがありますけれども、ここでは三分の二以上の土地所有者の同意を必要とするということになっております。景観の場合、景観区域、景観計画がこれの場合どれだけの面積になるかわかりませんが、非常に大きい範囲に及ぶことがあつて、そこで三分の二以上の同意で提案するのは非常に大変だろうなということを一つは思います。

それから、景観についてはNPOなどの活躍する場も用意されているようなことがありますが、けれども、これもまさに西村先生なんかはよく御存じのように、海外の事例のように、景観とか文化財にかかわるようなNPOが非常に公的に高い地位にありますというか、国民、市民の信頼のもとにあるようなNPOが育つてまいりますと、そういうところいろいろな判断をゆだねるとか、それは非常に有効な方法だと思えますけれども、まだそういうNPOが育っていないとか、そういうことがありますので、なかなか難しい面はあるかもしれませぬ。

そういう意味では、今回の法の中には幾つかの住民がかかわれる仕組みが画されているとは思いますが、どこまでそれが運用で有効に働いていくかというところは多少危惧する面はないとは言えないということです。

○伴野委員 どうもありがとうございます。住民の関心を高めていく、意識の向上というのは、今法案に限らず、まちづくりにおいて非常に重要なものではないかと思うわけでございます。では、そういう向上をどうするんだと政府に聞きますと、説明会をやるとかパンフを配るといふようなことをすぐおっしゃるわけですが、なかなかそうはいかないだろうなと、私も、これは財団でもうやっていること

なのかもしれません、よく景観大賞ということ、まちづくりできれいなところを、これははっきり言って専門家が専門家のためにやっているようなところがあるわけでございます、どこかのテレビ番組と組んで、よく、リニューアルの家、こんなに汚い家がこんなにすばらしくなりましたよと本当にビジュアルで見せて、そこにどんどんしさとアミューズメント性を持たせていくことというのは啓蒙の中で非常に重要なこと。教育の中でやるというの、一つの方法ですが、何でも学校でやればいいというのではなくて、楽しみながら意識を高めていくという何かいい方法がないのかなというふうに思っています。

そういう観点からしても、今回、法律のあり方を見ましても、そうやって楽しく一生懸命やった市町村は多分ほとんど伸びてくるんじゃないかな、また、そう期待している人ではないけれども、そうじゃなくて、どうでもいいやと思っていられちゃうところだとかどうかという下の方へ並べられてしまふといふこと、やる気のないところはほとんど差がついていってしまうといううなことも起こるわけでございます。

これは、こういう時代背景もあるから仕方ないんだ、という気があるところがあるから美しい町になつていくって、やる気がないところはどんどんまあ、しょうがないかというの、一つの考え方かと思ひますが、でも、国が見ていくという中ではどこかに少し歯止めもあつてもいいのかなという感じがするんです。そういう市町村の差について各先生方はどうお考えになつていらっしゃるか、三人によろしかったらお願いします。

○西村参考人 やる気がないところをどうするかという問題に関しては、やはり一番重要なのは、都道府県がどれくらい主導的な役割を果たすかだと思ふんですね。恐らくそういう地域に関しては都道府県が景観行政団体になると思うんです。そして、広域的な観点からいろいろな施策をしていくということになると思います。

その意味で、どんなことが都道府県が市町村に對してやるのか。それも、単に地区を指定するような平面的な計画だけでなく、もう少しマンパワーを送り込んで動いていくとか、もしくは、先ほどからあるようなまちづくり的なノウハウやワークショップ的なノウハウを伝授していくとか、もう少しダイナミックな協力というのがあり得ると思うんですね。

いづれにしても、問題は、今の法案のフレームですと、都道府県がいかにサポートできるかというところにかかっているのではないかとこのように思っています。

○山出参考人 先生、教育だけでなしに、建物のありようとかそういうことについて褒美もやるようにと、仰せのとおりでございます。私も、いい建物あるいいいい広告、こういうものについて表彰するということを見たいと思っております。

先ほど、いいものを見ることが大事だということも申し上げましたけれども、いいものを見せることによって啓発されていきますので、このことを大事にしなきゃいけないというふうに思っています。そうすれば、広い意味で市町村ごとに格差ができるではないかという御指摘ですが、僕は、僕は、良貨は悪貨を駆逐していくんだ、はなからうか、そんな思いを持つわけでありませぬ。

規模の大きい施設、工作物等について時々物議を醸します、それから色彩についても物議を醸することがありますけれども、私は、これは大いにやるべきである、議論をすべきだ。その中から啓発をされていきますので、行政はそれを面倒くさがるということをしちゃいかぬ、小さいことであってもよくよく聞いていく必要がある。

私は、茶屋街が一つございますが、ガス灯にしました。そうしたら、前のコンクリート柱の方がよかつた。ガス灯にしたら、あの上にかけてある銅板がきらきらして光つて困る、こういう意見を芸妓さんが私に言いました。私はそのときに、しかし、コンクリート柱の前は木柱だったろう

ね、木柱からコンクリート柱になってそしてガス灯になったんで、過程があるんだ、そのときそのとき議論したろうね、こう言いました。そしてもう一つ、ガス灯の上の金ぴかの銅板は、そのうち緑青を吹いて落ちついてくるよ、こういうことを実は言ったことがあるんです。

そういったしたら、半年たちまして、芸妓さんは私に、市長さん、謝ります、こういうことをおっしゃって、別に謝る必要はないんですけども、やはりいろいろな経験を積んでいかないとけないという思いであります。一つ一つ丁寧にやはり経験を繰り返していく、その中で意識が高まってくるんではなからうかと思ひまして、ある日突然に施策を講じてよくなるものではない、そう思います。

○中林参考人 市町村のやる気の差とか景観の質の差などについてどう考えるかという質問ですが、非常に難しい質問かとは思ひますが、私は、日本のどこの地域に行っても、地域の景観について全く誇りを持たない住民がいるところはないというふうに思っております。

どこの地域も、その風土に合った自然はありますし、それぞれ町をつくってきた歴史がありますから、誇るに足るものがある。しかし、現実には、景観をどうしようという状態のところではないかと思われような状態のところというのでもやはり存在するのは事実だと思います。しかし、基本的に景観というのは大切にするものだということから出発するのが正しいのではないかとこのように思ひます。

今、金沢市長がおっしゃいましたように、物を醸すことに恐れてはいけないうい発言は非常に的を射ていて、やはりこういう問題とてくるというのが非常に多い。私どもの美意識というの、話をするとということが重要な要因となつて、ここが重要な場所だったんだ、景観だったんだということがわかってくるようなことがありますので、そういうことを重ねていくことに

よつて、やる気がないとか、どうしたらいいかわからないようなところについての景観も充実していくというふうに一般的には考える、それが正しいのではないかと思います。

○伴野委員 ありがとうございます。

時間の許す限り質問をさせていただきたいと思ひますが、三つ目の共通の質問として最後にさせていただければと思うわけでございます。

まちづくりの中で、美しいという言葉、きれいな言葉の対極にあるもの、きれいな言葉、きれいな言葉に規定したましようか。これは、人間の営みをしていく中で、美しいものだけではだめだ、そういう心理学者の御指摘なんかが、前のあの神戸の事件が起きたときにありました。あの現場を見ていただくと、非常に近代的で、かつ整ったまちづくりなんです。人間が逃げ込みたくなるようなきれいな雑なものがない。人間には、やはり整ったものがある一方で、きれいな逃げ込みたものがないと非常に生きていて苦しいんだというようなことを御指摘された心理学者も、深層心理の中であるんだというようなことを指摘されたわけでございます。

町の中にもやはり、特にこれは文学的な表現をされる方は、必ず町にはきれいなものがなければ魅力が失つてしまふんだ、人間に例えれば欠点があるからよさが出てくるんだという表現をされる方もあつて、済みません、非常に禅問答的なお話になつて申しわけないんですが、この景観をやつていく中で、その町の中のきれいな雑さというのはどうとらえるべきなのか。これは本当に個人的な御意見で結構なんで、お三方から賜れば、よろしくお願ひいたします。

○西村参考人 難しい質問ですけれども、私は、きれいな雑なものは恐らく計画してできるようなものではないと思ひます。恐らくそれは自然発生的にできていくもので、人間の心理や生活様態がつくり上げていくものだと思うんです。

今我々がここで議論しようとしている景観法は、恐らくはそこを対象として議論するわけではなくて、やはり、その対極にあるような、計画の中で、計画を通して実現することが出来る部分で何かできないかということが議論だと思ひますね。

ですから、景観法ですべてのところをすべて計画できないのと同様に、やはり、きれいな雑なものは、そこではない部分というのはどうしても残つていくだろう。ですから、ここでやる部分で地域全体をカバーしているのではないわけなので、ここで美しい都市を目指したからといって、そういうところが全部抜け落ちてしまつて何か無味乾燥な、絵にかいた無菌の町ができるというふうにはならないんではないかと思ひます。

○山出参考人 わい雑さというのは必要だと私も思ひます。

トタン屋根の飲み屋さんが並んでいて、コップ酒を飲む。人間臭い場所でありまして、私はこれは必要だ。しかし、その場合は汚くあつちやいけな、衛生的でなきゃいけないというふうには思ひますから、私は、きれいな言葉と醜悪という言葉は一緒だろうかと、ちよつと疑問に思ひます。醜悪という言葉は、視覚に訴えて、何とも言えない、見るのも嫌だというのが醜悪であつて、わい雑さというのはそのこと一緒だろうか。景観に影響するのは醜悪という言葉であつて、わい雑さは人間臭さ、これはむしろあつてしかるべきというふうに思ひます。

○中林参考人 これはもうお二方がおっしゃること、ごもつともだと思ひますが、質問が非常に文学的、哲学的なので、それに答えさせていただきますけれども、やはり人間の美意識というものは、今おっしゃられたみたいにいるところからいへば、いろいろなものについて評価を加えることができるというのが人間だと思ひます。例えば廃墟とか荒城の月などというものもありますけれども、そういう、人が死んだり、うらぶれてしまつたところにはさへ美意識を感じるのが人間だということなので、それはそれで、また別の形で文化財になつたりもするわけなんです。

ですから、もし景観のこういう法律ができて、非常につるつとした無味乾燥な景観をつくつていくというような発想をする方がいらつしやたら、そうではないだろう。やはり人間がいろいろなものをつくり出していく自由度をより増す方向で景観の充実がなされる、こういう基本精神が重要だということは申し上げておきたいというふうには思ひます。

○伴野委員 先生方三人の御意見を聞きまして、私もちよつとほつとしたところでございます。ありがとうございます。

では、続きまして、時間の許す限り個別の質問を、細部にわたるかもしれないませんが、先生方お一人お一人に承りたいと思ひます。

まず西村先生に對しまして、トータルをチェックについて今後どう考えていくべきか。さらには、そこに、私は、住民がわかりやすい何かケイスタディー的なガイドラインがあつてもいいんじゃないか。私自身、マニュアルというのは余り好きじゃない、マニュアルされない人間を好んでいる人間でございますが、ただやはり、何か最初の取つつきとして、こういうことを考えていけばいいんだ、こういうことを提言していけばいいんだ、自分はこのようにところにかかつていけるんだというの、それこそ最近はやりの漫画で、わかりやすい何か指針みたいなものをつくつていく。もし千代田区で御経験されている例の中で、トータルなチェックも含めてそんなようなガイドラインができないものなのか、御意見を賜れば。

○西村参考人 具体的な計画策定の中で、そしてまたそれぞれの設計者が計画を立てるときに、そこに何らかのガイドラインを示すわけなんですけれども、その示し方には幾通りか今までの景観条例の中でもスタイルがあると思ひます。

一つは、割合、数値を明らかにしていくやり方。それからもう一つは、先ほどの金沢の例のように周辺との調和を大事にしてくださいというところで、調和というのは審議会やその下の部会の中で形として決めていくやり方。それからもう一つ

は、千代田区ではそうやっているんですけれども、幾つかの基本的な考え方、例えば、非常に緑はつないでいきましょすとか、余りスケールのあるものは並べないようにならなうという、ある種の作法みたいなものですね。そうしたものを幾つか提起して、その中で地域の文脈に合った幾つかの作法を使つてくださうというように形で提示するガイドラインのあり方。

それから、同じガイドラインでも幾つかあると思うんです。それぞれに一長一短あつて、既にこうした景観条例に關した施策は十年以上の蓄積が各自自治体でありますから、いろいろなどころのよくいつているやり方、そして、どこかのまたよくいつているようなやり方が見えてきていますので、その意味では、こういう機会なので、きちんと全国のさまざまな知恵を寄せ集めて、ガイドラインの幾つかの類型化をやるというのは必要だと思ふんです。その中で、恐らく、それぞれの設計者や事業者がやるときに、非常にうまい使い方のようなガイドラインは見えてくるんじゃないか。ただ、それは一つの答えには恐らくならないんだと思ふんです。地域によつてかなり違ひますし、コミュニティのあり方も違ひるので、やはり幾つかの特色がある類型が出てきて、それをどこで自分たちのスタイルのものを使つていくかというふうな議論が次のステップで必要になつてくるんじゃないかというふうに思ひます。

○伴野委員 どうもありがとうございます。

では、続きまして金沢市長にお尋ねしたいのは、実際、非常に先駆的に進めていただいてる中で、やはりルールを守らない人も出てきてるんじゃないかと思ふんです。そうしたときに、私は減点主義の社会というのは余り好ましくないと思ひますし、それから罰則社会というのも余り好ましくはないと思ひます。しかし、ルールを守つていただけの方に何らかのものをというのがないことには、やはりなかなか一つの方向性に向けていくのは難しいのかな。そのあたり、今回の法案の中で罰則規定という

のはどの程度盛り込んでいくべきなのか、お考えがございましたら教えていただければ。

○山出参考人 景観法では、罰則の伴う変更命令とかは正措置命令ができるようになりなうした。私は、これは確かに進歩だと思ひます。ただ、このことを私自身はもう少し広めてもいいんではないかと思ひます。罰則を自治法上認められるわけでありなうので、そういうことができるというのを景観法に景観条例への授權を書いてもらう、こういうこともあつてしかるべきではなからうか、こう思ひつています。

景観の領域については、私は、規制緩和という概念は極めて限定的だ、そう思ひつていて、規制緩和という概念は景観の領域ではないんではなからうか、むしろ逆に強化すべきではなからうか、こんな思ひを持つておるわけでありなう。

○伴野委員 どうもありがとうございます。

では、続きまして中林先生にお聞きしたいのは、先ほど櫻田先生でしたが、京都が大変好きだと思ひます。私も本当に京都が大好きでございまして、学生時代、名古屋で生活していた関係もあつて、新幹線で五十分、今だったら四十分程度なもので、今でも本当に時間があつたら行きたいなと思ひつていて、一つなんです。しかしながら、やはり私のように外から出かけていった者にとつては、この景観はぜひ残してほしい、こうしてほしいといういろいろな思ひを持つてございまして。そういうことを実際に住民の方にぶつけてみますと、そうはいつてもね、住んでいる人間からすれば、このことを守ることで非常に不自由になつてゐるんだというふうなことも聞かお聞かせいただきます。

そういうついでで、先ほど少し観光立国等々のお話もさせていただいたんですけれども、その代表である京都において、今後京都における景観というのになつていくのかと個人的にも心配もあつて、ぜひ中林先生にそこあたりの、オピニオンリーダーとして京都の景観を、まあ、私

は外から訪ねていく人間の価値観で物を言つていくものですから、本当にそれが住民の方とマッチしていかのか。できるならば、住民の方とそれ一体となつて日本の歴史的な町の一つである京都の景観が今後も守られる方向に行つてくれなうかな、今回の法案がそれを生かされる形で行つてくれれば本当に個人的にはありがたいなと思ひます。そのあたり、時間が許す限り御意見を賜れば、そんなふうになう思ひつております。

○中林参考人 全般的な話をしているのていろいろな話があるわけですが、一つは、最初に言なうましたように、外から来る者と住んでいる者という話もございまして、例えば、非常に厳格な意匠上の規制を受けているような地域と、そうでないけれども歴史的な市街地と呼ばれる部分では違ひがあるんじゃないか。非常に厳格な規制を加えているところでは、やはり住んでいる者にとつてはというふうな声が出ないことではないと思ひますけれども、しかし、おおむね、そういう歴史的な景観を守りながら住んでいることに誇りを持つてゐる場合が多いわけだ。

もう少し一般的に、京都の、行政区でいいますと上京区、中京区、下京区というふうな中心部の区です。ここでも人口は三十万人近くはあるわけなんですけれども、そういう一般的な市街地の人々が、個別の土地を持つていて、それに高い建物が建てられないとか建てられるとか、そういう問題はあつてもいいかもしれませんけれども、先ほど言なうましたようなまちづくり憲章とか、地元でいう高さの町がいいのかというときには、やはり三階建てとか四階建て、せいぜい五階建てぐらいまでの町にしたいというのを望んでゐますし、それから、大きなマンションが、そういう十メートルぐらいの高さの町の中に三十メートル、四十メートルというふうなビルが建つてくると、全く町の論理が覆つてしまふわけだ。そういう中で、やはりほとんどの方が、生活のために困るというふうになう考えてゐるのではないかと思ひます。

います。

ですから、京都がどうなつていくかという質問ですけれども、まず、そういう面的な、特別に伝統的建造物群保存地区みたいなところだけじゃなくて、広い範囲で残つてゐる都心居住地、これをやはり大切にしていくなうことが一つは重要かと思ひます。それから、言うまでもなく、周辺の山や川の状態を崩さないようにしていくなうのが一つは重要じゃないかというふうになう思ひます。

いろいろな面がありますけれども、余り時間がありなうせんので、その程度にしておきます。

○伴野委員 どうもありがとうございます。今回、四十分になうたりましていろいろ先生方に多岐にわたつて質問させていただきまして、明快な回答をいただきまして、本当にありがとうございます。

私も、今回この質疑をさせていただくというところで、週末にいろいろ昔の本を引っ張り出しなうら景観というものをいろいろ考えておりました。ふと自分の庭先とか道路路を見なうすと、まず自分の家の前からやらなうやいなう、自分の家の周辺からやらなうやいなう、もつと言なうらば自分の机の上からやらなうやいなう、そんなことを思つていたわけだ。きょういただきなうした御意見を参考にさせていただきなう活動していきなうと思ひつてゐる次第です。

本日はどうもありがとうございます。

○赤羽委員長 高木陽介君。

〔委員長退席、今村委員長代理着席〕

○高木(陽)委員 公明党の高木陽介でございます。本日は、三人の参考人の方々においでいただきまして、本当にありがとうございます。

また、貴重な御意見を承りまして、本当に感謝申し上げたいと思ひます。そこで、先ほどから景観法について何度か出てきた話題ですけれども、景観の概念という部分。

午前中には、私たち委員が政府の方に質問をさせていただきましてけれども、景観の概念というのは本当にさまざまな形がある。もつと言いますと、十人十色、人それぞれによつて価値観が違ふ。例えば、第十八委員会というこの部屋のつくりにしても、これが果たしてデザイン的にいいのかどうかというふうに一人一人に問いかければ、さまざまな意見が出てくるであらう。

そういった中で、西村先生が最初にお話をされた中で数値基準がないという言い方をされました、また、その判定の仕方というのが重要であるというような御意見がございました。また、金沢市の山出市長は整序の論理という言い方もされて、なかなか格好いい言葉だなと思つたんです。

そういった中でお三方にお伺いをしたいのは、先ほどから、景観というものをどういうふうにとらえていくかという中で、やはり住民の話し合い、議論、こういうのが重要であるというふうに言つたんですけれども、議論をしてまゝとあるというふうに向きにとらえていかなければいけないと思う反面、やはりどうしてもこは自分は違う考えだという人もいるのは確かだと思ふんです。

そういった中で景観というものの対しての概念のとらえ方として、それ以外に、最終的には多数決みたいになるのかどうかも含めて、どういう形で良好な景観というのを認定していくのか。これについても一度御意見を伺えればと思ひますので、よろしく願ひいたします。

○西村参考人 まず、景観の概念に関しては景観法の中でもうたわれていないわけで、これは、やはりある種、これとこれだけは景観ですと言うと、余りにも抜け落ちるものが大きいということもあると思ふんですね。例えば、環境基本法の中でも環境というのは定義されていないわけですね。

ですから、その意味でいうと、イギリスにアメニティーという言葉があつて、アメニティーは定義するより感じる方が易しいという有名な言葉がありまして、それに似たようなところが、イギリスのアメニティーはイギリス都市計画の基本的概

念になつていふんですけれども、やはり定義されていないわけですね。ですから、そういう意味では、定義を必ずしも法案の中でやる必要はないんじゃないかというのが私の意見です。

具体的に、では意見が一致しないようなときにどうするかというお話ですけども、一つは、先ほど言いましたように、基本的に非常に重要なのは、景観に關していろいろな人がいろいろな立場で意見を言う、民主的に意見を言つて、言う場があるということだと思ふんです。それも、個人が言うとはそれは十人十色かもしれないけれども、必ずしもそうではなくて、一つの景観に対して、例えば景観整備機構とかNPOの認定を受けている団体とか、ある種公益的な活動をやっていくグループが、そのグループの統一した意見として何か物が言えるとなると、それは個人が趣味で言っているよりやはりはるかに重い意見になると思ふんです。

そういうことは、逆に言うと、それぞれの人が個人で好みで言うのではなくて、それぞれがグループをつくつて、ちゃんとした公益的な活動の中で景観のコメントをどこか統一させて議論の場に臨むことが大事になってくる。まさに景観という問題を通じてまちづくりの活動が組織化されていくということところがやはり非常に重要なんじゃないかと思ふんです。

ですから、その意味では、ある段階でいろいろな活動のグループが出てきて、そしてちゃんと意見が出てきて、それでも決まらないときには、やはりそれは最終的にはどこかで多数決何かで決断をせざるを得ないと思ひますけれども、大事なことは、恐らくそういう形の中で、個人が好みが違うから、ばらばらだからばらばらの意見だというレベルじゃなくて、やはりそれぞれのNPO的な団体やそれぞれの地域の団体のような形で意見を小さなグループでまとめていって、そして大きな場に持つていくというプロセスを積み重ねていくことじゃないかと思ふんですね。そのことが広くやられてくるとなると市民の景観に関するレ

ベルも上がってくるので、次第次第に景観の問題も、こういうのが望ましいというのがもう少し具体化してくるといふ次のステップに行くのではないかと今ふに私は思ひます。

○山出参考人 欧米へ旅をしますと、車窓から見、看板のたぐいは見ることができませんし、日本の状況を見ますと、看板が乱立して、私自身は少し遅過ぎたなという感じを持つておるくらいでございます。ある人は、日本人は靴を脱いで家へ入る、だから自分の家の床の間だけがきつとしておればいい、ところが、外国の人は靴を履いたまま家の中へ入るから外も内も一緒なんだ、そこに基本的な価値観の差があると言つた人がいるんですけれども、ちよつとわかりませんけれども、一つの見解かなと思つたりするのであります。私は、やはりきれいな町をつくらなきゃいけない。心が安らぎますし、心地よさを感じるわけでございますが、ただ、景観行政を進める際には、基準は公開しなきゃいけないし、公の場での議論というのには必要だといふふうに思ひますし、そして、時として専門的な領域にかかりますので、識者の意見を聞くといふことの大切さを思ひます。

市長という個人が好みで物を判断しちゃいけないで、広く議論の場を持つべきだ。結果として、大方の意見の落ちつき先ではなからうかなといふ点で落ちつきさせることが必要ではなからうか、私はこんなふうに思ひます。

具体的に、例えば看板の色の議論も私も大いにするわけですね。赤と白のある看板だとして、赤のスペースが随分多くて白が小さい。それを逆にするわけでありまして、白を大きくして、そして赤を小さくする。そうすると、割合皆さん方は納得してくださる。そういうことも多々あるわけでございますので、私は、議論して、そして衆知を集めたら、落ちつき先はある。多数決の原理まで行かなくとも、まあまあこのあたりでどうだろうという落としどころというのがあるし、そういうものを長い体験の積み重ねの中から求めていくべ

きだ、これが景観行政だ、そう思ひます。

○小林参考人 景観の定義に關しては、西村先生がおつしやるように、法の中にする必要は必ずしもないと思ひますが、一つは、景観が物的な状態のことをいうということと、それから、景観の評価、景観の物的な状況と景観に対する評価とか認識とか、そういうものはやはり区別して議論する必要があります。景観というもののいろいろな人間の評価も入れてしまつて議論すると混乱する、そういうことはあるかなと思ひます。

それから、今もお三方がおつしやいましたように、景観の問題の場合、多数決といふようなことで行くのではなく、やはりプロセスあるいはオープンな議論、こういう中で決められていくべきものだといふようなことは当然のことだといふふうに私も思ひます。

景観の問題の場合には、大きな景観の変化、こういうものが議論になつているときは、しかしながら、今までずっとあつた景観といふのはみんなの財産なわけですから、大きく景観が変化させられるといふときにそれに異論を唱える人があれば、やはりそれはきちんと説得するといふ立場がなければ景観を変えらるということではできないものだといふふうに私は思ひます。

○高木(陽)委員 これは西村先生と小林先生にお伺ひしたいんですが、先ほど西村先生のお話の中で、自治体間の格差是正のための措置をどうするかといふのがまた次の課題であるといふふうにも御指摘されました。

山出市長みたいな、金沢市というのは本当に景観の行政については、ある意味では先進的なところですから、そういう市長さんを初め、やる気のある自治体は、どんどんどんどん今回の景観法を使いながらすばらしいまちづくりができていくのであらうなと思ふんですが、一方、国が、これをやりなさい、あれをやりなさいといふことじゃないですから、そうなりますと、やはり地域によつてかなりの格差が出てくる。素材としては

すばらしい、もつともつと生きていく景観の要素がありながら、結局、自治体の主体性のなさによってこれがおくれをとってしまうというか、そういう形というのは本当に考えられると思うんですね。

本当に行政というのは、人によって、首長さんによって大きく変わっていく。こういう要素の中であって、自治体間の格差は正、これは具体的にはどうやっていったらいいのかというのを二人の先生にお伺いしたいと思うんです。

○西村参考人 先ほどは、都道府県の役割が一つ重要だろうと申し上げました。つけ加えて言う、もう一つは、景観問題を発議するのは必ずしも行政じゃなくてもいいわけです。地域の住民の方もあつて、もしくは商工会議所とか町村の商工会みたいなところで大変熱心なところがあるとか、JCみたいなところで大変熱心にやられていたりとか、まちづくり団体があるとか、歴史的な建物の保存のグループがあるとか、建物を活用しようというグループがあるとか、さまざまなあり方があるんです。そういう方々が中心になって、先ほどからありますので、下からきちんと提案を持ち上げていくことは必ずしも不可能じゃないと思うんです。そして、その提案を取り上げないときにはどうして取り上げないかということをしきりと説明するような責任も行政側に問われている、そういう仕組みもありますので、ちゃんと手続を踏んで、さまざまな団体からさまざまな声を上げていくことが必要なんじゃないかと思っています。

そういう形で今まで進んできて、民主導でまちづくりや景観整備が進んできたところもかなり日本の中で多いわけで、ある段階からさまざまな形で官民の協調が生まれてくるということはよくある事例なので、そういう意味では、民の側にさまざまな可能性があるんだということを、これで官だけに頼らなくて、どうも法律ができると、全部行政が進めてくれるんじゃないかと思うのと今度

は逆で、もう少し民がきちんとした形でやるということもそれなりに強調していかないと、やや誤解を生じるおそれがあるという気はしております。

○中林参考人 これも西村先生がおっしゃる通りだと思いますが、町並み保存運動というものは、もともとこういうものが始まりましたのは、もともと古い時代にもあつたのかもしれませんが、近いうちどころでは一九六〇年代ぐらいだと思っています。そういうところから町並みを保存するということが出てきて、今日ではそういうことが非常に重要な営みなんだということになってきたわけなので、やはり、そういう伝統的な町並みが存在しないようなところもあるかもしれないけれども、基本的には下のところからそういうものが生まれてくるように、生まれてきた場合には行政がそれを育てていくという姿勢を持つ、そういうことが重要かと思っています。

○高木(陽)委員 次の質問は三人の方にお答えいただければと思うんですが、これも西村先生が現状、開発行為が起きないと発動されないという受動システム、いわゆる望ましくない景観をどうしていくか、これも課題であるということと、あと、これは中林先生のお話の中にあつた、これは四番目の項目ですね、河川や歴史的建造物を台なしにしている大都市中心部の高架道路周辺、これらを景観区域に含めることができるかどうか、いわゆるもう既にある構造物に対してどうしていくか、こういう問題もいろいろと論議していく。最初から住んでいる人はそういう意識もあるでしょうけれども、そこに移ってきた人たちも、やはりこれはおかしいんじゃないかとか、そういった部分の中で議論は起きてくると思うんです。

そういう中にも、これからやっていく部分には積極的にかかわれますけれども、もう既にある問題、これに対してどう対処していったらいいのかというところについて三人の参考人の方の御意見を伺いたいと思います。

○西村参考人 一つは、景観計画の中できちんと位置づけることだと思うんですね。公共施設でも、景観重要公共施設という概念が導入されていますので同意が必要なんだけれども、そうした公共施設を、道路や橋なども重要な公共施設であるということとを認め、計画の上で位置づけて、次に何かやる時にはその方向でやってもらうということとを担保するような、景観計画の中で位置づけるということがあると思います。

ただ、何もしない土地利用をどうしようかというような問題があるわけで、それは一つは、こうした法律のシステムからいって、なかなか能動的に何かをすぐに変えさせるといふのはやはり制度的に難しいわけなんです。ですから、その意味では、やはり景観計画なんですけれども、景観計画の中できちんと位置づけられたものに關して、例えばまちづくり交付金とか、さまざまなほかの制度や事業制度、それから交付金制度、補助制度が位置づけられたものに優先的に使うというようなことを自治体が判断するようなことがあれば動いていくわけですね。

ですから、その意味でいうと、ほかの事業制度や交付金制度をうまくこの計画と連動させることによって、今動かないものを動かしていくということとを自治体側がそれぞれの政策としてやっていく必要があると思うんです。それは法律そのものとはかわらないわけですから、少なくとも景観計画がそういう意味を持つていくということとはきちんとした形で自治体に伝わらないといけないと思うんです。

ですから、その意味では、景観計画というのは、何か、普通考えたら、基本計画で、憲法みたいなものだ、だからまずつくるといふ感じに思われがちなんですけれども、ある種、非常に重要な戦略的意味を持つていていふふに思えます。

○山出参考人 日本の名勝と言われるような公園等へ参りまして、周囲に高い建物が建ってしまった、それをどうこうすることはもうできぬ

けで、困ったものだという思いは率直にいたします。だとすると、我々は、これからつくるものについて、やはり最大の取り組みと配慮をしていかなきゃいかぬという思いがあります。

そこで、看板のたぐいでありまだけれども、醜悪な看板で、場合によつたら取りかえてほしいというときは、私は補助金を出して撤去してもらいたいというような扱いをしておるんですが、なかなかこれとても、そう容易ではありません。一番難しい課題だと思っています。

それから、私は、看板につきましては、これから、集合看板、一つ一つ看板をつくるのではなくして、看板を一カ所に集めるというような扱いはできぬだろうかという思いは持っています。今、広告塔は道路占有物件として位置づけられておるわけですが、集合看板のたぐいも電話ボックスとか電柱と同じ公益性がありますので、占有物件の扱いなんというのはできぬだろうかという思いがありまして、こういうことは、これからの看板を変えていく一つの契機になるのではなからうか、そんなことを思っています。

○中林参考人 今、名園の周りに高い建物が建ってしまったとか、大都市の中の高架の道路の話、こういう簡単には撤去できないようなものの場合と、今お話しになりましたように、看板とか比較的修復しやすいものがあると思います。決して看板とかそういうものは小さな問題だと思つておるわけではございませんが、こういう丁寧な、きめ細かい努力ができていくようなことにこの法律が使われるというのは非常に重要だといふふうに思っております。

ただ、一つ、私自身が持つてくる疑問でありますので、高架の道路について少し申し上げますと、なぜ日本の大都市の中に高架の道路が非常に多いのかということ、もう少し問題になつてもいいのではないかと今思われます。

諸外国を見てみても、ヨーロッパにはほとんどございせんし、アメリカでもニューヨークなどは決して高架の道路が日本の大都市のように

あるわけではございません。お隣の韓国のソウルなどでは日本に近いような状態になっているなと思っております。御存じかとも思いますけれども、去年あたりから清溪川という川の上に建っていた高架の高速道路が撤去の工事に入っている。

そういうことが景観法の対象になるかどうかという問題はありますけれども、そんなこともやはりもう少し議論を国民的にしていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

〔今村委員長代理退席、望月委員長代理着席〕

○高木陽委員 時間が限られておりますので、最後に山出市長にもう一度伺いたいんですが、市長のお配りいただいた資料の中で、金沢市のまちなみ広告景観賞の写真をずっと見せていただいて、今お話があった、赤を基調にしていたのを白を基調にして、例えばこれはボーダフォンの金沢仕様広告、まさにひっくり返ったことによつてしっかりと建物の中に入り込んでいる。

ただ、これも、話し合いの中で決着がついている、または、そういう補助金を出しインセンティブを出してあげるということでもうまいっている部分もあると思うんですが、企業によつては、一つのロゴマークとか、これがこの会社の象徴なんですという部分もあるのではないかなと思うんですね。そういったときの解決方法というのは何かありますかとということで、最後にお伺いしたいと思います。

○山出参考人 大変難しい御指摘なんです。私もこのことについては苦労しています。一般的に全国チェーン店というのはなかなか協力していただけません。そうしますと、私自身は、支店長さん、営業所長さんとお話ししてもだめだな、東京の本社へ行つてお話ししなきゃいかぬな、そういうことを思うこともありまして、そういう努力もして、そして一つ一つ解決していかなくちゃいかぬだろうなというふうに思っています。しかし、今先生御指摘のとおりでして、ちょっ

とした工夫で物すごく原色が和らいだりますので、そういう配慮はこれからしていかなきゃいけないというふうに思っています。

〔望月委員長代理退席、委員長着席〕

○高木陽委員 三人の参考人の皆様方の貴重な御意見、これはまだ法案の審議は続いてまいりますので、参考にさせていただきながら、しっかりとしたすばらしい法律にしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○赤羽委員長 穀田恵二君。

○穀田委員 私、日本共産党の穀田です。三方の参考人、本当にありがとうございます。きょうは貴重な御意見をお聞かせいただきまして、参考にさせていただきたいと思ひます。

きょう、私は、景観法というのは今の日本の景観を守る上で一歩前進の法であると考えています。しかし、私が考えていますのは、景観や町が壊れていった要因を見定めないと、仮にそういう法律をつくったとしてもいろいろなことが起きるんじゃないかという危惧を抱いているものですから、各地の個性豊かな都市景観が失われ、画一的な町をつくらせてきた大きな要因は何かという問題について私はお聞きしたいと思ひています。

私自身は、今、政府や行政が、行政といつても、もちろん金沢の市長も行政を担当されていますから、一概には言っていないわけですが、現実には経済効率優先を志向してきたために、身勝手な開発や建設というのが容認されてきたのではないかと私は考えています。

私の住む京都でも、先ほど随分京都が問題になりましたけれども、大型店出店や大規模開発を容認してきましたし、一方で、建築指導要綱などを初めとして景観に携わるさまざまな条例などもつくってはきましたけれども、中林参考人が紹介されているように、事業者は、景観は個人個人の主観にすぎないとか、建築基準法、都市計画法は守つていって、現実は町並みが破壊され続けてきたのがこの数十年間ではなかったかと思ひ

ます。

西村参考人も、規制緩和型の他の都市計画法制度の整合性とおっしゃってられました。また、山出参考人も、高さの問題については他の法律にゆだねられている、そういう意味では景観法での授權をして規制こそとおっしゃっていましたし、私は、この辺は本当に同感するものであります。

そこで、先ほど言ったように、今、都市景観やまちづくり、町の景観というのが壊されてきたという現実についてどうお考えか、その要因も含めて、お三方にまずお答えいただければと思ひています。

○西村参考人 基本的には、今の都市計画の規制値が緩いんだと思うんですね。やはり現状からかけ離れている部分がある。

それは、土地所有者にとつては、自分の土地の地価にはね返るわけですから、資産価値の問題からしてなるべく緩い規制値、建ぺい率や容積率が欲しいというところがあるわけですね。ところが、隣に何か建物が建つとなると、それでは自分たちの環境が悪くなつて景観が悪くなるということと困るという、居住者としての側面と土地所有者としての側面がやはりあつて、土地所有者としては緩い規制を望み、周りのことから影響を受ける居住者としては周りに厳しい規制を望むという、非常に二律背反的な状況があるんじゃないかと思うんです。

ですから、その意味でいうと、緩い規制、そしてまた景観の問題が、景観地区ができて、景観地区だけの問題として矮小化されてしまうと、ほかのところはもう変わってしまったということになると、せっかくの高邁なねらいが非常に小さな地区だけにとどまつてしまふというおそれや心配をするわけです。その意味で、全体として緩い都市計画の規制というのが一つは問題としてあるんじゃないかと思ひます。

○山出参考人 私は何度も申し上げてきましたけれども、自然と歴史を軽視してきた、そのことに尽きるといふふうに思ひています。

○中林参考人 要因ということですが、より本質的には、やはり、他の先進国にも見られないような土地の商品化といひますか、投機的な扱い方をされてきたことによると思ひます。

今委員は経済効率優先と言われましたし、それから、政府の出す文書にも経済効率優先といううな言葉はありますけれども、これはもう少し限定する必要があると、一定の狭い敷地の短期的な経済効率の優先であつて、私がちょっと書いていますように、長期的に見ると個別の敷地ではマンションを建てる経済効率はいいかもしれませんが、ずっと並べてマンションを建てるわけにはいきません。そうはならないので、そういうところはマンションの価値も下がりますし、そういうことを考えますと、言葉の問題であります。長期的な経済というものは景観の破壊とともに起こってきたといふふうに思ひております。

もう少し直接的には、最初に西村先生がおっしゃいましたように、容積率とか建ぺい率が非常に過大だった、町にとつて必要だった床面積を超えて指定されてきているということは非常に都市計画法上は大きいかなと思ひます。

京都の都心部でいえば、幹線道路沿いが七〇〇％、それからその中が四〇〇％、これが非常に景観を壊す要因になったのではないかと思ひます。周りの二〇〇％のところを見ますと、かなりいい状態が残されていますし、三〇〇％でも効果がある。これは現象論的ですけども、容積率についてはそういうことが言えるかと思ひます。

○穀田委員 私も住んでいますが、やはり、先ほど西村先生からお話がありましたけれども、二律背反、確かにあるんです。でも、七〇〇％というふうな感じは望んではいないんですね、住民の方々というのは、結構。ですから、景観破壊というのは実は住む人も含めて追い出されちゃうという結果になりました。私自身の哲学としては、景観というのは、すぐれたものであるという意味での価値と同時に、住まいする者にとつても価値があるんだという意味合いもしつかり見たいなと

いうことを思っています。

結局、バブルの時代に住専などが京都をばっこしまして、實際上、乱開発で、住む人々が追い出されるという結果になったことを私は忘れることができませんし、その底流に、高さ制限の緩和と、そして民間活力という形が呼号されたということが一つ大きかったことを私は思い出しているところです。

今、まちづくりとの関係で、逆説的に実は景観という問題について取り上げて言わなければならぬ時代になっているのかとも思ったりしているぐらいに感じているわけです。

そこで、先ほども市長からもありましたように、自然と歴史の軽視だと。さらに文化も私は軽視しているんじゃないかと思うんですね。したがって、この法案によるところの良好な景観というものを判断する主体はだれなのかという問題が私は問われていると思うんです。私自身は、その地域で生活している住民であるべきではないかと考えるわけです。

そこで、まず西村教授、中林教授にお聞きしたいのは、良好な景観というものの判断の主体をどう考えるかということが一つ。二つ目に、西村教授は、意思決定に市民やNPOが参加する仕組み、また中林教授も、今度の法案が住民参加が限定的だということで、いずれも住民参加の問題についておっしゃられています。したがって、住民参加のあり方についてどういうふうに進めさせるべきかということをお聞きしたい。

山出市長には、先ほど、議論すれば落ちつく。そうなんです。私もそうだと思うんです。行政がそういう立場に立ってくれると本当に助かるなど率直に思うんです。私などは、京都に住んで、自分の経験を言うのもなんですが、せっかく条例をつくっても、それで町がやられるときに話し合いをせずにもうばっばっばっやっていくというのを何度も見てきたもので、そういうふうにおっしゃっていただくのと落ちつくといいますが、したがって、景観条例づくりや運用の面での住民

参加の実情について行政の長からの立場でお答えいただければということで、三方にお聞きしたいと思えます。

○赤羽委員長 残り時間五分でございます。済みません、端的に御答弁をお願いしたいと思えます。

○西村参考人 良好な景観をだれが判断するのかということですが、一つは、先ほどから言っていますように、景観計画をつくるわけで、景観計画の中で市民参加をしながら、その地域の景観はどうあるべきかということとをきちんと議論する中で、ある程度の指針というのは決まってくるんじゃないかというふうに思います。

それから、住民参加のあり方は、そこも一点なんですけれども、もう一点挙げるとすると、今、建物が建てられるときに建築確認申請のための書類が出てきますけれども、この書類が普通の形では市民は一般的に閲覧できないわけなんです。しかし、そこに建つてしまふとそれが非常に大きな影響を及ぼすわけなので、少なくともある種の地域の中に限っては、やはり一つのその地域の判断材料として公開されるようなプロセスがないと議論が進まないんじゃないかと思うんです。ですから、そこが一つ改善点としてあるんじゃないかというふうに思います。

○中林参考人 西村参考人が言われたとおり、やはり住民の参加するプロセス、そして、今までのいろいろ試みをされてきていますから、そういう手がかりを大切にして住民が意見をまとめるやり方、これもやはりいろいろな努力を積み重ねないといけませんので、一概に住民が参加するのはいいというふうにも言っても、いろいろな技術もありますから、そういうことを積み重ねることが重要だと思えます。

○山出参考人 私は、まちづくり協定、そして都市計画法による地区計画、これをベースにして景観についての住民参加を進めていきたい、こう思っています。

○穀田委員 まだ三分ありますのでお聞きしたい

と思えますけれども、私は、中林参考人からお話がありました、では、荒廃した景観をどう再生するかということが一方では問われていると思うんです。つまり、今後そういうものについて、破壊されたところある景観を守ると同時に、破壊されたものの荒廃した景観をどう再生するか。

皆さん、外から見て京都という話をされるんですが、実際は、この間委員派遣で行ってこれた、多分すてきなところを見てきたでしょうけれども、まさに、私、何回も言いましたように、あの西本願寺の前ところに高速道路が来るんですよ、これが破壊にならぬかということは何度もここでやってきたわけです。ですから、守ると同時に、荒廃を再生するということも含めてやらなくてはならない事態に來ている。そういう点を特におっしゃっていただける中林先生に最後にお聞きしたい。

○中林参考人 建物の高さ規制というのは一つは重要で、先ほどから議論になっているとおりで、今ある高い建物を壊せというわけではありませんけれども、やはり町を守ろうとする人々を力づけるような形で町のルールを決めていく。

今お話にありました高速道路は、京都もそれなりにいろいろな景観施策も積み重ねているんですけれども、高速道路だけはどうしても計画が白紙にならない。実際、京都の高速道路は、郊外、南の方では高架で立ち上がりつつありますし、あと、都心部に入る高速道路も、地下を通って入ってきて地下を通って出ていく。いわば京都の都心部をインターチェンジの一部にするかのような高速道路計画がある。この自動車の制御というものもきちんとしないと、これは景観法の中でのことと連動して景観が守られていくような議論、仕組み、討論、こういうものができていくということが望ましいというふうに考えております。

○穀田委員 この間、道路公団の民営化の最後の議論のときに、小泉首相も、京都には高速道路は似合わないと言っていました、我が意を得たりと思ったのですが、そういう意味でいいますと、今、中林先生からお話がありました問題については、我々も含めて努力して解決を図っていく、景観を守るための努力をしたいと思っております。本当にどうもありがとうございます。

○赤羽委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人の皆様方に対し、本委員会を代表いたしまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

まず、本日は、大変御多忙の中、三名の参考人の皆様方におかれましては、わざわざ本委員会に御出席をいただきましたこと、本当にありがとうございます。また、意見陳述の時間、大変限られた時間でございましたが、それぞれのお立場から大変貴重な御意見を賜りましたことを心から感謝申し上げます。本日皆様方からちょうだいいたしました貴重な御意見を今後の議論の参考として、より一層深まった議論を展開してまいります。どうか、今後ともよろしく願います。

本日は、本当にありがとうございました。

次回は、明十二日水曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二分散會

国土交通委員會議録第十七号中正誤

ページ	段	行	誤	正
四四	三	答弁をずっと引	答弁がずっと聞	
五	一三	清算手段	生産手段	

平成十六年五月二十七日印刷

平成十六年五月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局